

吉岡町地域防災計画

吉岡町防災会議

防災に対する心得

■大地震

- 1 手早く火の元を確認すること
- 2 乳幼児、高齢者、障害者等の身の安全、そして我が身の安全を図ること
- 3 中高層住宅では、出入口のドアを開け、出入口を確保すること
- 4 狭い路地、塀、がけや川に近寄らないこと
- 5 ゆれが治まったらまず安全を確かめること
- 6 隣近所の連携により火事、負傷者や困っている人などの手助けをすること
- 7 山地では山津波に注意すること
- 8 テレビやラジオ、防災行政無線などの的確かつ身近なものを情報源にし、誤った情報などに惑わされないこと

■台風

- 1 ラジオ、テレビ等の気象通報に注意すること
- 2 窓、屋根、雨樋など心配な箇所の点検や補強を行うこと
- 3 火の元に十分注意するとともに消火に必要な水などの準備や確保をすること
- 4 垂れ下がった電線には近寄らないこと

■豪雨

- 1 大雨、強風、洪水注意報、警報などの気象通報に注意すること
- 2 梅雨明けごろの雨には特に気をつけること
- 3 河川の増水に注意し、早めに避難すること
- 4 山津波、山崩れ、がけ崩れを警戒すること

■避難

- 1 日頃から避難場所と安全な避難路を家族で確認し合い、いざ有事の際に備えておくこと
- 2 避難の勧告、指示があったら何時でも避難できるよう準備しておくこと
- 3 女性、子供、高齢者、病弱者、障害者、外国人は早めに避難させること
- 4 避難命令がでたら、まず火の元を始末し、戸締りを心掛けること
- 5 単独行動はしないで、家族又は隣近所そろって避難すること
- 6 警察官、避難誘導員の指示に従って行動すること
- 7 水、食料等を日頃から備えておくこと

「家庭に防災器具・用品をそなえよう」

避難道具	貴重品類、ヘルメット、頭巾、雨カッパ、座布団、新聞紙
灯り取り	懐中電灯（ひもつき）、ローソク、マッチ、ライター等
備蓄食品	飲料水（ペットボトルや水筒など概ね1人1日3ℓ）、保存食（パン類、缶詰類など概ね3日間分）
緊急医療品	常備薬、消毒薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、頭痛薬、胃腸薬、カイロ等
情報手段	携帯電話、携帯ラジオ、町防災マップ、筆記用具、小銭（10円硬貨など）
容器類	風呂敷、リュック、ビニール袋等
炊事道具	食器、コンロ等
補修用具	金づち、のこぎり、ロープ、針金、ナイフ、ペンチ、くぎ、補強用資材等

（飲み水は毎月、その他は年に一度は点検しましょう。）

目 次

第 1 編 一般災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節	目的	1
第 2 節	用語	2
第 3 節	防災関係機関の事務及び業務の大綱	3

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	水害予防計画	8
第 2 節	土石流、山崩れ及び急傾斜地域区域予防計画	11
第 3 節	避難所・避難路の整備	12
第 4 節	建築物の安全性の確保	12
第 5 節	ライフライン施設の機能の確保	13
第 6 節	避難誘導體制の整備	14
第 7 節	情報の収集・連絡体制の整備	16
第 8 節	通信手段の確保	17
第 9 節	職員の応急活動体制の整備	19
第 10 節	防災関係機関の連携体制の整備	20
第 11 節	防災中枢機能の確保	21
第 12 節	救助・救急及び医療活動体制の整備	21
第 13 節	緊急輸送活動体制の整備	22
第 14 節	避難収容活動体制の整備	24
第 15 節	飲料水・食料及び生活必需品の確保に関する計画	25
第 16 節	資材、機器等の点検整備計画	27
第 17 節	広報・広聴体制の整備	27
第 18 節	二次災害の予防	28
第 19 節	災害訓練計画	28
第 20 節	防災知識普及計画	30
第 21 節	住民、事業所等における防災活動推進計画	32
第 22 節	災害時要援護者安全確保計画	36
第 23 節	火災予防計画	38
第 24 節	林野火災の予防計画	38

第25節	文化財災害予防計画	40
第26節	学校、保育園等施設の災害予防計画	41

第3章 災害応急対策計画

第1節	気象予報等の伝達計画	42
第2節	避難計画	47
第3節	災害未然防止活動	57
第4節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	58
第5節	災害通信計画	62
第6節	組織計画	64
第7節	動員計画	76
第8節	り災者救助保護計画	81
第9節	広域（相互）応援等の計画	85
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	87
第11節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	90
第12節	医療・助産計画	92
第13節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	96
第14節	交通応急対策計画	97
第15節	輸送計画	99
第16節	応急住宅対策計画	102
第17節	県境を越えた広域避難者の受入れ	105
第18節	食料供給計画	107
第19節	衣料、生活必需品等物資供給計画	109
第20節	給水計画	112
第21節	仮設トイレ設置及び処理計画	114
第22節	ごみ清掃計画	116
第23節	防疫計画	117
第24節	り災者救出計画	119
第25節	遺体の捜索、収容、埋火葬計画	120
第26節	災害広報計画	123
第27節	公共施設災害応急対策計画	124
第28節	障害物の除去計画	125
第29節	ボランティア受入れ及び支援計画	127
第30節	災害義援金品募集及び受入・配分計画	129
第31節	災害時要援護者の災害応急対策計画	132
第32節	文教対策計画	135
第33節	学用品等支給計画	138
第34節	公共的団体等の活動計画	140
第35節	動物愛護	141
第36節	林野火災応急対策計画	142

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	144
-----	---------------	-----

第2節	原状復旧	144
第3節	計画的復興	146
第4節	被災者の生活再建の支援	148
第5節	被災中小企業等の復興の支援	150
第6節	公共施設の復旧	152
第7節	激甚災害法の適用	153
第8節	復旧資金の確保	157

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節	計画策定の主旨	159
第2節	防災関係機関の事務及び業務の大綱	159
第3節	吉岡町における地震被害想定	160

第2章 災害予防計画

第1節	建築物等の耐震化計画	164
第2節	地盤災害予防計画	167
第3節	ライフライン施設の機能の確保	167
第4節	防災知識普及計画	167
第5節	防災訓練計画	168
第6節	住民、事業所等における防災活動推進・育成計画	168
第7節	情報の収集・連絡体制の整備	168
第8節	通信手段の確保	168
第9節	職員の応急活動体制の整備	168
第10節	防災関係機関の連携体制の整備	168
第11節	防災中枢機能の確保	169
第12節	救助・救急及び医療活動体制の整備	169
第13節	緊急輸送活動体制の整備	169
第14節	避難計画	169
第15節	飲料水・食料及び生活必需品の確保に関する計画	169
第16節	資材、機器等の点検整備計画	169
第17節	広報・広聴体制の整備	170
第18節	災害時要援護者安全確保計画	170
第19節	火災予防計画	170

第3章 災害応急対策計画

第1節	地震情報伝達計画	171
第2節	被害状況等収集報告計画	173
第3節	避難計画	174
第4節	通信計画	175
第5節	組織計画	175

第6節	動員計画	177
第7節	り災者救助保護計画	179
第8節	広域（相互）応援等の計画	179
第9節	自衛隊災害派遣要請計画	179
第10節	医療・助産計画	179
第11節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	179
第12節	交通応急対策計画	179
第13節	輸送計画	180
第14節	応急住宅対策計画	180
第15節	県境を越えた広域避難者の受入れ	180
第16節	食料供給計画	180
第17節	衣料、生活必需品等物資供給計画	180
第18節	給水計画	180
第19節	仮設トイレ設置及び処理計画	181
第20節	ごみ清掃計画	181
第21節	防疫計画	181
第22節	り災者救出計画	181
第23節	遺体の捜索、収容、埋火葬計画	181
第24節	災害広報計画	181
第25節	公共施設災害応急対策計画	183
第26節	障害物の除去計画	184
第27節	ボランティア受入れ及び支援計画	184
第28節	災害義援金品募集及び受入・配分計画	184
第29節	災害時要援護者の災害応急対策計画	185
第30節	文教対策計画	186
第31節	学用品等支給計画	186
第32節	公共的団体等の活動計画	186
第33節	動物愛護	186
第34節	消防活動計画	187

第4章 災害復旧計画

195

第3編 県外の原子力施設事故対策編

第1章 災害予防計画

第1節	基本方針	197
第2節	情報の収集・連絡体制等の整備	197
第3節	環境放射線モニタリングの実施	197

第2章 災害応急対策計画

第1節	情報の収集・連絡	198
-----	----------	-----

第2節	モニタリング体制の強化	198
第3節	町民等に対する対応	200
第4節	水道水、飲食物の摂取制限等の対応	201
第5節	町民及び避難者対策	202
第6節	風評被害等の未然防止	203
第7節	各種制限措置等の解除	203

第3章 災害復旧計画

第1節	モニタリングの継続実施と結果の公表	204
第2節	風評被害等の影響解消	204
第3節	健康対策の検討及び対策等	204

第4編 資料・様式編

第1章 資料編	206
----------------	-----

第2章 様式編	247
----------------	-----

第 1 編

一般災害対策編

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、吉岡町の地域に係る災害対策に関し次の事項について定め、もって防災体制の万全を期することを目的とする。

なお、町及び防災関係機関は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を要領等で定め、防災対策の万全かつ円滑な推進に努めるものとする。

1 処理すべき事務又は業務の大綱

町並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱。

2 災害予防に関する計画

防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練等、災害予防に関する計画。

3 災害応急対策に関する計画

情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生と、これに要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等、災害応急対策に関する計画。

4 災害復旧に関する計画

上記、災害予防計画、災害応急対策を踏まえた災害復旧に関する計画。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 本 部 基本法第23条の2第1項に基づき、町の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、吉岡町地域防災計画の定めるところにより町長が設置する吉岡町災害対策本部をいう。
- 4 本部長 基本法第23条の2第2項の規定に基づき、町長をもって充てる吉岡町災害対策本部長をいう。
- 5 課 等 吉岡町の町長部局の課等、教育委員会事務局、議会事務局をいう。
- 6 県防災計画 基本法第40条の規定に基づき、群馬県防災会議が作成する群馬県地域防災計画をいう。
- 7 渋川地区広域組合 渋川地区広域市町村圏振興整備組合をいう。

なお、本計画中災害対策本部を設置したときは、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

本 計 画	災害対策本部設置時
吉 岡 町	本 部
町 長	本 部 長
副 町 長	副 本 部 長
教 育 長	副 本 部 長
課 等 の 長	本 部 員

第3節 防災関係機関の事務及び業務の大綱

町及び防災関係機関の事務及び業務は、概ね次のとおりとする。

1 吉岡町

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 吉岡町防災会議に関する事務に関する事。
(2) 災害情報の伝達と広報に関する事。
(3) 避難に関する事。
(4) 被害情報の収集と報告等に関する事。
(5) 組織、動員に関する事。
(6) 被災者の救助と保護に関する事。
(7) 広域相互応援に関する事。
(8) 自衛隊の派遣に関する事。
(9) 災害の拡大と二次災害の防止に関する事。
(10) 医療・保健に関する事。
(11) 交通、輸送の確保に関する事。
(12) 応急仮設住宅及び広域避難者に関する事。
(13) 食料、生活必需品等の調達、備蓄に関する事。
(14) 水道水の確保など、給水に関する事。
(15) 仮設トイレ、防疫等、保健衛生に関する事。
(16) 公共施設の応急対策に関する事。
(17) ボランティアの受入れ、活動支援及び推進に関する事。
(18) 災害義援金品に関する事。
(19) 災害時要援護者に関する事。
(20) 文教対策に関する事。
(21) 公共的団体の活動に関する事。
(22) 災害の予防に関する事。
(23) 防災に関する教育、訓練に関する事。
(24) 災害復旧に関する事。
(25) 生活再建、企業への復興支援に関する事。

資料1 吉岡町防災会議条例

2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所 tel : 0279-22-4177	① 洪水時における災害情報連絡に関すること。 ② 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。
国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所 tel : 027-345-6000	① 管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理、災害復旧に関すること。 ② その他、災害予防・災害応急対策・災害復旧などに関すること。
東京管区気象台 前橋地方気象台 tel : 027-234-5022	① 気象の観測、収集及び発表に関すること。 ② 気象、地象、及び水象の予報、注意報、警報等の発表に関すること。 ③ 台風・大雨・竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれら機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 ④ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における県や町に対する気象状況の推移及びその予想の解説等に関すること。 ⑤ 県、町、その他機関との連携による防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。
厚生労働省群馬労働局 渋川公共職業安定所 (ハローワーク渋川) tel : 0279-22-2636	① 事業場における労働災害の防止に関すること。 ② 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 ③ 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
農林水産省関東農政局 前橋地域センター tel : 027-221-1181	① 防災ダム、ため池、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設整備に関すること。 ② 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ③ 主要食糧の供給に関すること。 ④ 生鮮食料品等の供給に関すること。 ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 ⑥ 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。
関東森林管理局 tel : 027-210-1155	① 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 ② 災害復旧用木材(国有林材)の斡旋に関すること。
関東運輸局群馬運輸支局 tel : 027-263-4440	① 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること。 ② 被災者、必要物資等の輸送調整に関すること。 ③ 不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。

3 地方公共団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
群馬県総務部危機管理室 tel : 027-226-2255	① 災害全般に係る情報収集及び伝達に関すること。 ② 被害調査のとりまとめに関すること。 ③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の情報通信系の管理に関すること。

渋川行政県税事務所 tel : 0279-22-0777	災害時における被害報告に関すること。
渋川保健福祉事務所 tel : 0279-22-4166	① 社会福祉関係の情報の収集及び伝達に関すること。 ② 災害時における医療、助産、防疫対策に関すること。
渋川土木事務所 tel : 0279-22-4055	河川、道路等の土木施設の保全並びに防災対策に関すること。
渋川森林事務所 tel : 0279-22-2763	林業関係の被害調査及び応急対策の協力指導に関すること。
渋川警察署 tel : 0279-23-0110	公安警備、警察通信、交通応急対策に関すること。
渋川広域消防本部 tel : 0279-25-0119	火災、救急、救助及び他の災害防除等に関すること。
中部教育事務所 tel : 027-232-6511	災害救助用教科書等の支給協力に関すること。
中部農業事務所 渋川農村整備センター tel : 0279-22-4040	ため池、ダム及び水門等の農業施設の防災対策に関すること。

4 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団 tel : 0279-54-2011	① 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係情報資料の整備に関すること。 ・防災関係機関との連絡、調整に関すること。 ・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 ・防災に関する教育訓練の実施に関すること。 ② 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 ・災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 吉岡郵便局 tel : 0279-54-2101	① 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 ② 災害特別事務取扱いに関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救援用郵便物等の料金免除 ・被災地あて寄付金を内容とする郵便物料金免除 イ) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
東京電力株式会社 群馬支店渋川支社 tel : 0279-24-2346	① 電力施設の防災対策に関すること。 ② 災害時の電力供給に関すること。

J R 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 tel : 027-320-7111	鉄道施設の防災対策及び災害時における緊急輸送対策に関すること。
東日本電信電話株式会社群馬支店 tel : 027-326-0646	電信及び電話設備の保全、災害非常通信の調整に関すること。
株式会社NTTドコモ群馬支店 tel : 027-290-4869	電信及び電話設備の保全、災害非常通信の調整に関すること。
日本赤十字社群馬県支部吉岡町分區 tel : 0279-54-3111	① 医療救護班編成及び医療救護の実施に関すること。 ② 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整及び活動に関すること。 ③ 義援金品の募集配分及び募金に関すること。 ④ 救護所の開設及び運営に関すること。 ⑤ 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 ⑥ 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 ⑦ 外国人の安否の調査に関すること。 ⑧ 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送運営に関すること。
東日本高速道路株式会社関東支社高崎管理事務所 tel : 027-353-0211	関越自動車道の管理及び輸送路の確保に関すること。
日本放送協会前橋放送局 tel : 027-251-1711	① 防災思想の普及に関すること。 ② 気象予報・警報の周知に関すること。 ③ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 ④ 放送施設に対する障害の排除に関すること。 ⑤ 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 ⑥ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
群馬県LPガス協会渋川支部 tel : 0279-23-8179	① ガス設備等の防災対策に関すること。 ② 災害時におけるLPガス供給対策に関すること。
放送機関 群馬テレビ株式会社 tel : 027-219-0001 株式会社エフエム群馬 tel : 027-234-8000	① 防災思想の普及に関すること。 ② 気象予報・警報の周知に関すること。 ③ 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 ④ 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

7 その他の公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
渋川地区医師会 tel : 0279-23-1181	① 病院等の避難施設の設備と避難訓練に関すること。 ② 災害時における医療、助産、救護に関すること。

旅客自動車業者、 貨物自動車輸送業者	災害時に対する運送の協力に関すること。
自治会、社会福祉協議会、 婦人会等	① 住民の避難についての協力に関すること。 ② 被害調査及び災害救助等の協力に関すること。 ③ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること。 ④ ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
農林業団体	① 町が行う農林産物関係の被害調査等及び応急対策等の協力に関すること。 ② 農作物等の災害応急対策等の指導に関すること。 ③ 被災農家に対する融資又は斡旋に関すること。 ④ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ⑤ 飼料、肥料の確保対策に関すること。
吉岡町商工会 tel : 0279-54-2625	① 町が行う商工業関係被害調査等及び応急対策等の協力に関すること。 ② 融資希望者取りまとめ、斡旋等協力に関すること。 ③ 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ④ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力斡旋に関すること。
学校及び社会福祉法人	① 避難施設の整備と訓練に関すること。 ② 災害時における避難誘導に関すること。 ③ 災害時における教育対策に関すること。
吉岡町環境美化推進協議会	① 予防防疫の実施の協力に関すること。 ② 避難所の防疫指導に関すること。
吉岡町交通指導員	災害時における交通誘導に関すること。
吉岡町交通安全会	災害時における交通誘導補助に関すること。

8 その他（協定等締結団体など）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
吉岡町ガソリンスタンド業者	① 災害時における燃料の提供と供給に関すること。 ② 渋川地区危険物安全協会加盟事業所による防災に関する施設、組織整備と訓練実施に関すること。 ③ 大規模地震発生時等における被害防除と拡大防止措置に関すること。 ④ 需用家庭に対する石油使用器具等の災害予防知識の普及に関すること。
三国コカ・コーラボトリング株式会社群馬支社 tel : 027-322-8521	災害時における救急物資提供に関する協定
吉岡町認定農業者連絡協議会	① 一時避難場所又は避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「災害地区災害時退避所」）として協力農地を斡旋 ② 生鮮食料品等の調達
株式会社ベイシア(本部) tel : 027-210-0001	災害時における応急物資供給等に関する協定
株式会社カインズ(本部) tel : 0495-25-1000	災害時における応急物資供給等に関する協定

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

1 水害予防計画

本町は、榛名東麓に位置し、榛名山系を基点とする丘陵地を滝沢川、自害沢川、駒寄川、吉岡川、午王頭川等がそれぞれ本町を横切り、東端の利根川に流れ込んでいる。

これらの河川は、通常では安定した比較的に穏やかな流れであるが、昨今の社会情勢等から農地が減少しつつ、宅地化の傾向が顕著にうかがえ都市化傾向が否めない状況等から、今まで以上に豪雨等の際には河川への到達時間も早くなり、増水による災害等が予想されるため、現況の河川の在り方自体を見直し、必要に応じた改善対策も必要不可欠となっていることも事実で、より一層の安定した治山治水事業が課題となっている。

特に榛名東麓ゾーンにおける防災対策については、個々具体的に防災措置の対処を行うものとする。

(1) 治山計画の方針

ア 概要

本町の総面積の約18%を占める山林原野地帯は、火山の影響を受けているため、地形は極めて複雑であるとともに、土壌は砂れき質のため、山林の荒廃が目立ち、下流への災害にも大きく影響している。

イ 地区別事業計画（治山計画）

町における土石流、山崩れ及びがけ崩れによる災害を防止するため、随時危険箇所の調査を行い、関係機関の協力を得て予防対策を実施する。

(2) 治水及び砂防計画の方針

本町は、西から東へ向かっての丘陵地を呈しており、洪水時の土砂の流出は、か

なりの量になることが予想されるので、したがって砂防施設の堰堤、床固め等の整備を必要としている。

町域を横断する河川については、水底の堆積土を除去し有効断面の維持に努め、常に流水の円滑化を図るように留意する。特に被害の多い河川については、関係機関と協議し、治水及び砂防に万全を期する。

また、浸水想定区域における避難確保措置として、町は次の措置を講じるものとする。

ア 洪水ハザードマップの普及

利根川下流の指定区間について、洪水ハザードマップを活用し、河川の氾濫により想定される浸水区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報伝達経路などを、住民等に対し周知徹底する。

イ 浸水想定区域対策

新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画の風水害における災害応急対策に定めるとともに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、広報、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ③ 災害時要援護者関連施設（高齢者、障害者、乳幼児その他配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達等

資料2 過去の災害

資料3 吉岡町（利根川）洪水ハザードマップ

2 道路又は橋梁の維持管理

災害発生時における交通網の途絶は、特に避難路の確保や物資等の輸送などへ直接的に支障等をきたすことから、住民の不安をさらに募らす大きな要因となるので、道路、橋梁の整備は、平素から十分な管理を行わなければならない。道路については、日頃より道路本来の機能が果たせるように、常に点検等を怠ることなく、細心の注意を払うようにする。また、今まで受けた災害を教訓として活かすとともに、かつての

災害箇所及びその付近を重点的に確認するなど、必要に応じた維持管理に万全に備えられるように努める。

3 用水路、貯水池及びため池の維持管理

用水路、貯水池及びため池等は目的から農地と大きくかかわりがあるため、年間を通じて水位は一定ではないが、常に気象情報等の情報収集に努め、いざ有事の際にその周辺を含め下流の農地等が冠水することがないように、施設及び水位等の維持管理や調整に努める。また、用水路にあっても管理している関係団体や沿線住民等により、定期的な維持管理を実施する。

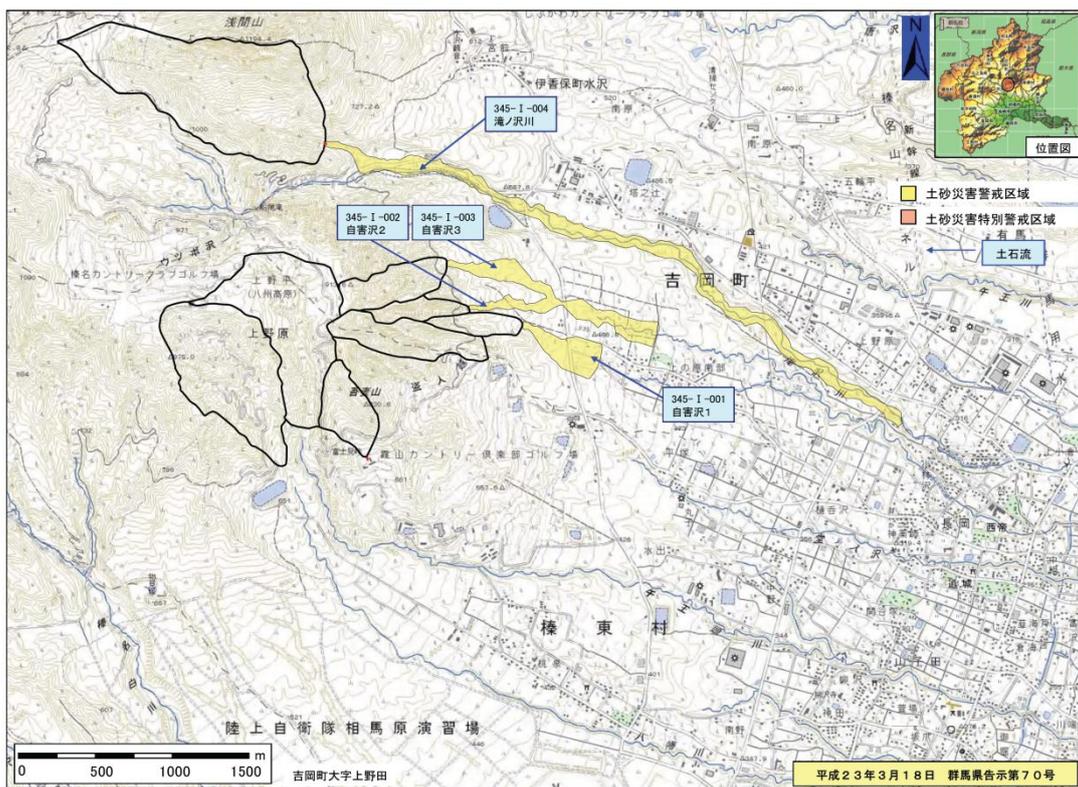
第2節 土石流、山崩れ及び急傾斜地域区域予防計画

町は、急傾斜地のがけ崩れ災害等を未然に防止するため、事前措置として平素からがけ崩れの恐れがある災害危険箇所の把握と、同箇所に対する防災パトロールを強化するものとし、がけ崩れ災害等の発生する恐れがある場合又は危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な住民に対する避難勧告、指示又は交通止め等が行えるよう体制づくりに努めるものとする。

また、常日頃からハザードマップを用いた災害危険箇所の住民への周知を図り、住民の防災意識の向上に努めるものとする。

資料4 災害危険区域

【土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域】



第3節 避難所・避難路の整備

1 避難所の整備

町は、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の拡充、避難者の安全確保等を目的として、避難所となる体育館、集会施設、学校等の公共施設、及び避難が可能となる農業施設等の整備、耐震化に努める。

資料5 吉岡町指定避難所

資料6 吉岡町一時避難所

2 避難路の整備

町は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡幅、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる幹線の都市計画道路をはじめとする町道等の整備に努める。

第4節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の耐震化

町及び施設管理者は、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、あらゆる災害に対する構造の耐震化を図る。

- (1) 災害対策本部が設置される施設(町役場等)
- (2) 応急対策活動の拠点施設(町役場、警察署、消防署等)
- (3) 救護活動の拠点施設(病院等)
- (4) 避難施設(学校、体育館、集会施設等)
- (5) 社会福祉施設(保健センター、老人福祉センター、老人ホーム、身体障害者養護施設等)
- (6) 劇場等不特定多数の者が使用する施設(文化センター)

2 建築基準の遵守指導

町は、県(建築住宅課)の指導を仰ぎながら、住宅をはじめとする建築物のあらゆる災害に対する安全性の確保を促進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努める。

第5節 ライフライン施設の機能の確保

1 設備の整備

ライフライン事業者は、次によりライフライン設備の整備を図る。

- (1) 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術指針及び基準を遵守した設計を行う。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、必要に応じて代替性を考慮しつつ、施設機能の確保に努める。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、定められている指針及び基準に基づき独自に防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を構築する。
- (5) 定期的に独自の防災訓練を実施するとともに町及び地域が実施する防災訓練に積極的に参加する。

3 応急復旧用資材・機器の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を可能にするため、応急復旧用資材・機器の備蓄を確保、及び保守・点検それぞれに努める。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

第6節 避難誘導体制の整備

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 町は、警報等を住民などに迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にする。
- (2) 町は、警報及び避難勧告又は指示の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災無線、あんしんメール、広報車等の整備を図る。

2 避難誘導計画の作成

- (1) 町は、消防及び警察機関等と協議して避難誘導に係る計画を作成する。
- (2) (1)の計画に定めるべき事項は、次のとおり。
 - ア 避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
 - イ 避難所の名称、所在地、対象地区及び人口
 - ウ 避難経路及び誘導方法
- (3) 町は、避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準の設定に当たっては、当該基準の具体化に努める。

3 避難誘導訓練の実施

町は、消防及び警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施する。なお、訓練に当たっては、通信訓練、図上訓練等の個別の訓練を行った上で総合訓練をおこなうものとする。

4 避難所等の周知

町は、避難が迅速かつ安全に行えるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区
- (3) 避難経路
- (4) 避難時の心得

資料5 吉岡町指定避難所
資料6 吉岡町一時避難所

5 案内標識の設置

- (1) 町は、避難を迅速かつ安全に行えるよう、避難所の案内標識の設置に努める。
- (2) 町は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に詳しくない者でも理解できるように配慮する。

6 災害時要援護者への配慮

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、これら災害時要援護者の住所、電話番号等を把握できるシステムを整備する。

また、民生児童委員、消防及び警察機関、地域住民及び自主防災組織の協力を得て避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めておくなど、平常時から災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、把握した住所等の個人情報の取り扱いには、十分留意する。

第7節 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであることから、迅速かつ正確性が求められるため、関係組織内及び組織相互間における連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・河川情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は河川観測を行う防災関係機関は、雨量等と河川水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図る。

2 情報伝達の多様化及び情報収集・連絡体制の明確化

町、その他防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多様化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

3 情報収集・連絡に係る初動の準備体制の整備

町、その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が保持できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。

4 多様な情報の収集体制の整備

町、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。

5 緊急地震速報の伝達等

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

また、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

第8節 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、県、町、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

町、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

2 災害時優先電話の指定

町、その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話株式会社群馬支店及び株式会社N T T ドコモ群馬支店から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

3 代替通信手段の確保

町、その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は混線により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

4 通信の多様化

町は、群馬県地方通信ルートのほかに通信の多様化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと防災無線を接続することにより、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

5 無線局開設者との連携

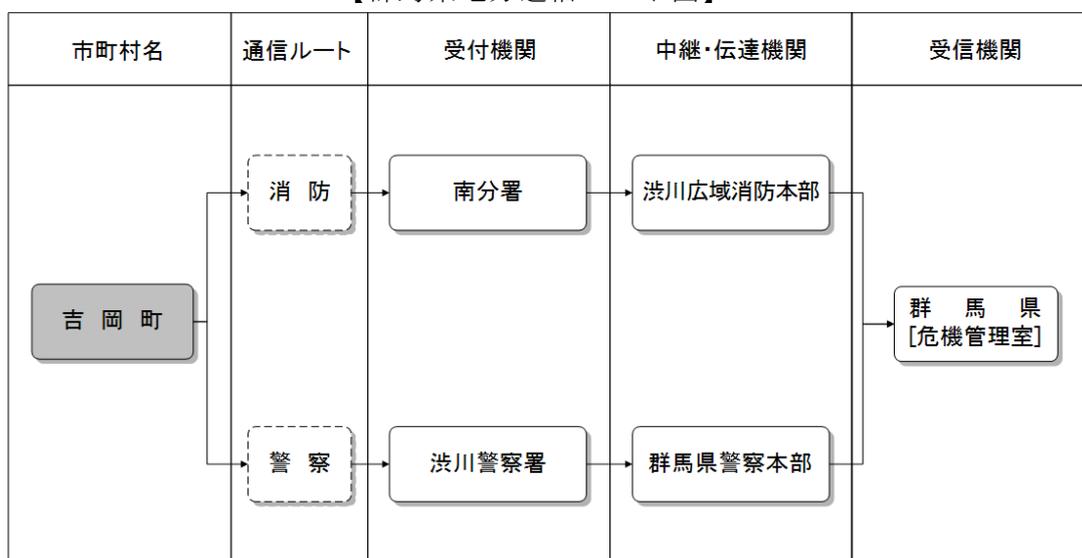
その他防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開

設している無線局を利用できるように、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携に努める。

6 通信訓練への参加

町、その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努める。

【群馬県地方通信ルート図】



第9節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の動員基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常動員体制の整備

町は、動員基準の明確化、連絡手段の確保、動員職員の確保等を図る。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

町は、段階的に応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資材・機器や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第10節 防災関係機関の連携体制の整備

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。

1 町における応援体制の整備

町は、基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

2 一般事業者等との連携体制の整備

町、その他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資材・機器等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進する。

3 救援活動拠点の整備

町は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

資料7 災害時における相互応援協定

資料8 消防相互応援協定（渋川市、榛東村）

資料9 消防相互応援協定（前橋市）

資料10 災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書（吉岡町認定農業者連絡協議会）

資料11 災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

資料12 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社ベイシア）

資料13 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社カインズ）

第11節 防災中枢機能の確保

1 防災中枢機能の整備

町及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

災害応急対策に当たる町及び公共機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能の維持を図るため、代替エネルギーシステム等の活用を含め自家発電設備の整備及び燃料の確保に努め、停電時でも利用可能なものにしておくものとする。

3 災害活動拠点の整備

町は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資材・機器の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備、分散化に努める。

第12節 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助用資材・機器の整備

ア 町は、広域消防と連携を図り、救助用車両及び救助用資材・機器の整備に努める。

イ 自治会（自主防災組織等も含む）は救助用の資材・機器整備に努めるものとし、町は、資金面等で支援する。

2 医療活動体制の整備

(1) 医薬品、医療資材・機器の備蓄

町、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資材・機器の備蓄に努める。

第13節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等の迅速化が重要であることから、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び拠点（公園、トラックターミナル、卸売市場等における集積や配分スペース）が必要不可欠となるため、その体制の確保及び整備に努める。

1 輸送拠点の確保

町は、公園、トラックターミナル、卸売市場、運動場等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を事前に把握しておくとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設又は臨時ヘリポートの位置を考慮する。

2 ヘリポートの確保

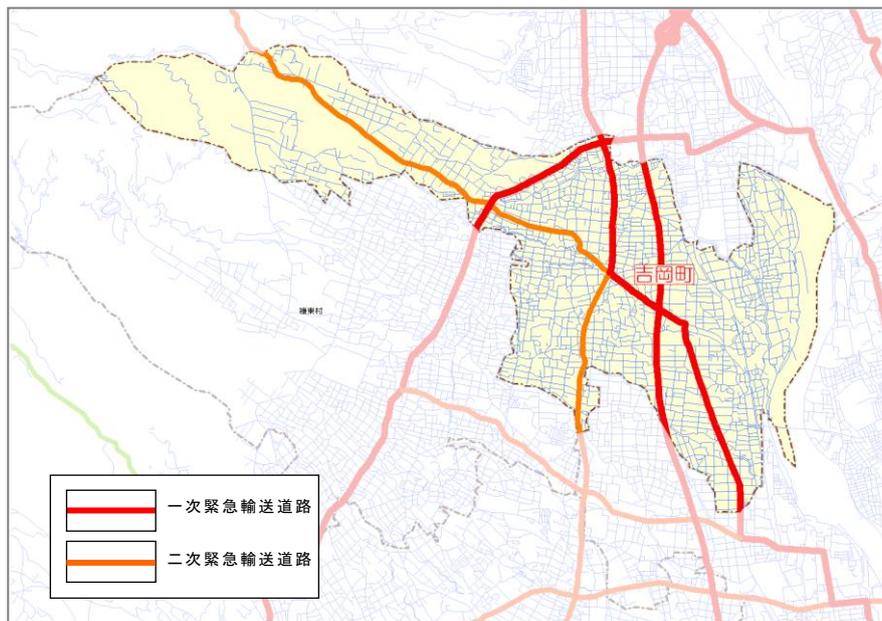
大規模災害時には、陸路の寸断が予想されるため、その場合にヘリコプターによる救急搬送及び救援物資輸送等が余儀なくされる。

このため、町は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。また、常設及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保

緊急輸送道路（→次ページ）は、緊急物資の輸送を確保するため、道路交通法に基づき交通規制が実施される。よって、道路管理者は、道路の損壊等が発生しないよう、災害に対する安全性の確保に努める。

【緊急輸送道路図】



4 道路交通管理体制の整備

- (1) 町（総括班、建設班）は、町道について道路の破損、欠損等により通行が危険であると認められる場合、又は応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、警察署と協議し、道路の通行を禁止、又は制限する。
- (2) 町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

5 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の警戒に当たれるよう、動員体制及び資材・機器等を整備する。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資材・機器等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

第14節 避難収容活動体制の整備

1 避難所

(1) 避難所の指定及び周知

町は、集会施設、学校、公園等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。また、多くの人が一時的に避難する場所として、各地区防災広場や防災資材置場及びオープンスペースや防災公園等を確保する。

(2) 施設・設備の整備

町は、避難所における仮設トイレ、通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備も図る。

(3) 物資の備蓄

町は、指定された避難所若しくは敷地内の倉庫内等で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

(4) 運営管理に必要な知識の普及

町は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努める。

資料5 吉岡町指定避難所
資料6 吉岡町一時避難所
資料16 災害備蓄品等の状況及び計画

2 応急仮設住宅等

(1) 資材・機器の調達・供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する資材・機器に関し、あらかじめ供給可能性を把握しておくなど、災害に備えるために調達・供給体制を整備する。

(2) 用地供給体制の整備

町は、応急仮設住宅の建設に要する用地に関し、二次災害を受けないよう各危険箇所等にも十分配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。

(3) 住居の斡旋

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時になるべく速やかに斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

第15節 飲料水・食料及び生活必需品の確保に関する計画

災害時における飲料水・食料及び生活必需品の確保のため平常時から次の準備をしておく。

1 飲料水の確保

(1) 町の対策

- ア 水道基幹施設、地下埋設管の耐震強化
- イ 応急復旧資材の備蓄
- ウ 給水タンク、トラック、浄水器等の応急機材の整備
- エ 住民及び自治会（自主防災組織）に対する貯水や応急給水についての周知
- オ 給水装置工事業者等との協力体制の確立

(2) 町民及び自主防災組織等による対策

- ア 家庭における貯水は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- イ 貯水する水は水道水等衛生的な水を用い、容器は地震動により水もれや破損しないものとする。

(3) 自治会（自主防災組織）による対策

応急給水を円滑に実施するため、上水道班の編成を準備しておく。

2 食料の確保

米、乾パン、缶詰等非常時に必要な食料の需給動向を把握し、応急調達及び備蓄に関する計画を作成し、災害時の食料の円滑な供給を図る。

(1) 各家庭での備蓄、町の備蓄及び流通在庫を基本とし、町民に対し食料の備蓄を呼びかける等、次の対策を講じる。

ア 町

- ① 食料として調達できる在庫量を調査する。
- ② 食料の集積場所を確保する。
- ③ 食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努める。

- ④ 備蓄倉庫を確保する。

イ 町民

- ① 家庭で1週間程度の最低限の生活ができる食料の備蓄をする。
- ② 家庭で3日分程度の非常持ち出し食料を準備する。
- ③ 諸事情等により不足する場合は、助け合いをする。

資料16 災害備蓄品等の状況及び計画

3 生活必需品の確保

被服、寝具その他生活必需品等非常時に必要な物資の需給動向を把握し、災害時の物資の円滑な供給を図る。

(1) 計画の基礎となる被災者

救助対象者は、避難所に収容された者、半壊半焼以上の被害を受けた者等、日常生活を営むことが困難な者及び旅行者等を対象として計画する。

(2) 地震発生直後は、輸送網が寸断され、輸送手段がきわめて制約され、災害応急対策は多岐にわたり、負傷者の救出等人命の救助を優先すべきことから、物資の調達配分までには相当な時間を費やさなければと予想される。このため、町民に対し、物資の準備を呼びかける等次の対策を講じる。

ア 町

- ① 物資の集積場所を確保する。
- ② 町民が実施する対策の指導及び助成を行う。
- ③ 物資の備蓄・供給計画の策定を行う。

イ 町民

- ① 家庭で1週間程度の最低限の生活が確保できる緊急物資の備蓄及び非常持ち出し品の準備を行う。
- ② 毛布等生活必需品についての災害時助け合いを実施する。

第16節 資材、機器等の点検整備計画

町（総務管理班）は、災害応急対策に必要な資材、機器並びに施設が、災害時にその機能を有効に使用できるよう、次の点検整備に努める。

1 点検整備を要する主な資材・機器等

- (1) 水防用備蓄資材
- (2) 救助法による衣料生活必需品
- (3) 救助用資材、機器及び衣料品等
- (4) 防疫用資材、機器
- (5) 給水用資材、機器
- (6) 消防用資材、機器

資料16 災害備蓄品等の状況及び計画

第17節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 町（総務管理班）、ライフライン事業者等は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

エ 広報媒体の整備を図る。

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

2 広聴体制の整備

町、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等からの問い合わせなど的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第18節 二次災害の予防

1 被災宅地危険度判定士の確保

町は、被災宅地危険度判定士の派遣を依頼する方法を確認するとともに、資機材の備蓄を行う。

資料17 判定活動を実施する際に必要となる資機材

第19節 災害訓練計画

災害応急対策を実施するための防災に関する訓練は、次に定めるところによる。

1 各種訓練

(1) 水防訓練

吉岡町水防計画のうち、水防活動を遂行するために、次の方法により水防に関する訓練を実施する。

ア 実施時期

事前に備えるため最も効果的な期日を選び、必要に応じて実施する。

イ 実施地域

町内の危険箇所等の地域からその都度を選定して実施するものとし、かつ今後
に予想されるものも可能な限り想定しながら実施する。

ウ 実施方法

関係機関が共同で実施することを原則とし、必要に応じて他の関連する訓練と併せて行うこととする。なお、決定した実施内容等については、関連機関、住民等に周知し、また、必要に応じて地元住民等への参加も呼び掛けるものとする。

(2) 消防訓練

群馬県及び渋川広域消防本部の指導協力のもとに「渋川広域消防本部消防計画」
－「第4章 教育訓練計画」に準じて実施する。

2 事後評価の実施

町は、各防災訓練実施後において必ず事後評価を実施し、浮き彫りとなった課題等
に対し十分な検討を行い、必要に応じて改善及び解消に努めるものとする。

3 模擬訓練

(1) 災害通信連絡訓練

いざというときに実際に通信を確保することができるのか試すための訓練は、無線及び電話等通信網を利用して必要に応じて行う。訓練の実施に際しては、群馬県、前橋地方気象台、渋川警察署、渋川行政県税事務所、渋川土木事務所、渋川広域消防本部、東日本電信電話株式会社群馬支店等関係機関と協議の上実施する。

(2) 図上訓練の実施

町、その他公共団体は、各関係職員の災害時における迅速かつ的確な状況判断等を養い対応能力の向上を図るため「図上訓練」を必要に応じて適宜取り入れ実施するものとする。

(3) 非常招集訓練

町は、災害発生時に職員が迅速に登庁できるようにするために、非常招集訓練を実施するものとする。

4 総合訓練

吉岡町並びに関係機関は必要に応じて総合訓練を実施する。

(1) 広域的な訓練

町は、災害応急対策の一環とする相互応援を円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては県及び市町村が参加する広域的な訓練を極力取り入れるものとする。

(2) 避難等救出訓練

吉岡町、その他の関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せて、又は単独で必要に応じて実施するものとする。

(3) その他の訓練

災害応急対策実施者は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練をあわせ又は単独で必要に応じて適当な時期に実施する。

第20節 防災知識普及計画

町職員及び町民に対し行う災害予防、あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、この計画の定めるところにより実施する。

1 広報による防災知識の普及

防災知識の普及は、主に次の方法により行う。なお、総括班が任にあたる。

(1) 広報の方法

- ア 町の関係機関を通じて広報するもの
- イ 町が発行する広報紙、及びその他の印刷物（各種マニュアル等）によるもの
- ウ 広報車及び防災行政無線によるもの
- エ 写真、映画、スライド等の展示によるもの
- オ 講習会、説明会等組織を通じて行うもの
- カ その他必要に応じて行うもの（新聞、テレビ、ラジオ等）

(2) 広報の内容

防災知識の普及は、概ね次の内容により町職員及び町民を対象として重点的に行う。

- ア 地域防災計画の要旨も公表する。又、計画を修正したときは、その概要を周知する。
- イ 各世帯において防災知識の普及により防止できる事項については、各種災害の種類に応じて予想される災害の予防に努める。
- ウ 災害発生、若しくは発生しようとするときは、各世帯で把握し準備をする。
 - ① 気象予警報種別の確認及びその対策と準備
 - ② 避難の際における携行品等の確認（非常時の持ち出し品、防災マップ等）
 - ③ 避難場所及びその経路等の確認

2 その他方法による防災知識の普及

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期すためには、併せて住民一人ひとりが正しい防災知識を持ち「自らの安全は自ら守る」という意識の高揚を図ることが重要である。

このため、町は、以下の事項を重点に防災知識の普及と意識の高揚に努める。

ア 地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

イ 学校教育を通じた知識の普及によって、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

ウ 地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

エ 防災の現場及び方針等の検討過程における女性参画の拡大に努め、被災時の男女双方のニーズに応えられるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立できるよう取り組む。

オ 巡回指導の強化及び促進を図り、各家庭における家具の固定、避難口等の確認や点検、災害時対応等の心得など、防災知識全般の普及に努める。

3 事業継続計画（BCP）の策定

町は、事業継続計画（BCP）の策定を検討する。さらに、定期的な教育・訓練・点検等の実施を通じ、計画の評価・検証等を踏まえた改訂に努める。

第21節 住民、事業所等における防災活動推進計画

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害に対する十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身につけ、これを家庭、地域、職場等で確実に実践しなければならない。

さらに、地域住民の連携並びに協働に基づく、自治会（自主防災組織）及び事業所等における自衛防災組織整備育成に努めることが重要である。

1 町民の果たすべき役割

町民は、自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平常時から災害発生後においても可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時

- ア 防災に関する知識の習得
- イ 家庭における防災に対する話し合い
- ウ 災害時の避難場所、避難経路及び医療救護施設等の確認
- エ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- オ 耐震自動消火装置付き石油ストーブ、ガス器具等の購入
- カ 家具その他落下倒壊危険物の対策（補強等）

(2) 災害発生時

平常時の準備を活かし、自主防災活動を中心に概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報収集および把握と冷静判断
- イ 出火防止、初期消火対策火災（消火器等）
- ウ 適切な避難（懐中電灯、携帯ラジオの携行など）
- エ 自動車運転の自粛

(3) 災害発生後

- ア 二次火災防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保及び助け合い

2 自主防災組織の促進及び活動

地域における防災対策としては、「自分たちの地域は、自分たちで守る。」との住民の連携及び協働に基づき、各自治会単位で結成された自主防災組織による組織的な活動が最も重要かつ効果的である。このため、今まで以上に自主防災組織に対する意識向上に努め促進し、組織の役割とされる地域の防災は自らの手で担う意欲を持って次の事項を中心に活動の充実強化を図る。

(1) 平常時

- ア 防災知識の普及、向上
- イ 火気使用設備・器具等の点検（消火設備器具等）
- ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
- エ 防災訓練の実施

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集及び把握と伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 災害時要援護者をはじめとする住民の避難・誘導
- エ 被災者の救護・救出
- オ 給食及び給水の補助
- カ 衛生活動の補助

3 町の役割

(1) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図る。また、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 自主防災組織の育成強化

町は、各自治会の自主防災組織の完全な組織化を目指し育成・指導に努めるとともに、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援に努める。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援等に努める。

イ 自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

4 自衛防災組織の活動

事業所等の防火管理者は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うものとする。このため自主的な自衛防災組織をつくり、概ね次の自主防災活動を、それぞれの事業所等の実状に応じ行う。

(1) 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。

ア 従業員等の防災教育

イ 情報の収集、把握と伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護等

キ 飲料水、食料、生活必需品、災害時に必要な物資の確保

(2) 事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援(帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など)も行えるという特徴を活かす。

(3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、県や町が行う災害対応の一部を協力・応援することについて、あらかじめ協定を締結する。また、町は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスをを行う。

(4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市復帰回復に重要な役割を果たすため、事業活動が中断した場合に可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような事業継続計画(B C P)策定に努める。

(5) 町は、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取り組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。

5 救援に関するボランティア活動の環境整備

(1) 防災ボランティアの啓発

町は、広報紙、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、防災ボラ

ンティアの啓発を行う。

(2) 防災ボランティアリーダーの育成

町は、自主防災組織活動と連携し、防災に関する町の点検活動（防災マップの作成・避難場所・避難ルート等の点検）、防災ニュースの発行、防災訓練への協力等を行うボランティアリーダーの育成を検討する。

(3) ネットワークづくり

防災関係機関、各種ボランティアによる研修、情報交換等を行い連絡体制を確立する。

(4) 各領域における専門ボランティアとの連携

町の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の資格者の登録や研修制度についても検討する。

第22節 災害時要援護者安全確保計画

町は、「吉岡町災害時要援護者名簿登録制度実施要綱」及び「吉岡町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、災害時における災害時要援護者の避難支援及び安全確保を行う。

資料22 吉岡町災害時要援護者名簿登録制度実施要綱

1 地域における安全確保

(1) 災害時要援護者の居住状況の把握及び巡回指導

町及び関係機関（社会福祉協議会）は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者の居住状況を把握するとともに、避難場所、避難方法等について巡回指導を行うことにより、災害時要援護者の安全の確保に努める。

(2) 自治会（自主防災組織含む）による避難救護体制の整備

ア 自治会（自主防災組織含む）は、地域における要援護者の居住状況を把握し、災害時における避難救護体制の整備に努める。

イ 町は、自治会（自主防災組織含む）の充実に努める。

ウ 民生児童委員は、事前に登録されている要援護者を含めて避難救護を行う。

(3) ボランティア対策

町（保険福祉班）は、ボランティア組織の体制づくりを促進し、要援護者に対する保護活動を支援できるようにするとともに、ボランティア活動を充実するための支援を行う。

2 災害時要援護者入（通）所施設における安全確保

(1) 施設の安全確保

施設の管理者は、建物や防災設備について定期的に点検を行い施設の安全性の確保に努める。

(2) 防災体制の整備

施設の管理者は、次の事項に留意の上、防災体制の整備に努める。

ア 災害に関する気象情報の収集および把握

イ 避難に備えた動員計画及び避難場所の選定

- ウ 出火防止
- エ 施設間連携の推進
- オ 消防機関、警察機関、自主防災組織等の支援

3 在住外国人の安全確保

町及び防災関係機関は、町内各地区における外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮の上、次の事項について、在住外国人に対する広報、指導等を行う。

- ア 防災知識の普及
- イ 防災組織の普及
- ウ 防災訓練への参加
- エ 出火防止及び初期消火の方法
- オ 避難場所の周知
- カ 物資及び資機材の備蓄に関する情報の周知
- キ 外国人を多く就業させている事業所等に対する防災講習会の開催
- ク その他防災に必要な事項

第23節 火災予防計画

渋川広域消防本部の「消防計画」－「第5章 災害予防計画」による。

第24節 林野火災の予防計画

渋川広域消防本部、消防団、町は、近年多発し大型化している林野火災に対し、予防と消火活動が適切に実施できるよう計画する。

1 林野火災予防計画の策定

渋川広域消防本部、消防団、町は、林野火災予防について以下事項を行う。

- (1) 自然水利（川、池等）の活用等による防火用水の確保
- (2) 火災多発期における見巡りの強化
- (3) 「ゴミ焼き」「たばこ」の取り扱い及び不始末の注意など、林野の所有者及び一般入山者に対する普及宣伝活動

2 消火活動体制の整備

- (1) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自治会（自主防災組織等）は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

- (2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと判断したときは、時期を失することなく近隣の消防機関に応援を要請し、又は県(消防保安課)に対し防災ヘリコプターによる空中消火を要請するなど、早期消火に努めるものとする。

3 林野火災消火計画の策定

消防機関、及び町は、次の事項について林野火災の消防計画を策定する。

- (1) 消防分担区域
- (2) 出動計画

(3) 防御鎮圧計画

(4) 初期消火用機材の整備

4 防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、住民、林野の所有者及び一般入山者に対し森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

第25節 文化財災害予防計画

火災、地震等の災害から文化財を守るため、常に関係者に対し次により指導を実施する。

1 文化財観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災する恐れのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

2 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、以下の対策を講ずるものとする。

- (1) 防火管理体制の完備
- (2) 消火設備の完備
- (3) 消防自動車進入路の確保
- (4) 文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置

第26節 学校、保育園等施設の災害予防計画

教育委員会及び町は、児童生徒及び園児の安全性の確保と教育、保育効果の向上を期して施設の近代化を促進し、施設の公共性を十分考慮して、災害の発生を未然に防止し得るよう基礎的知識の習得並びに訓練を行い、恒久的な災害予防に努めるものとする。

1 工作物等の施設における点検整備

教育委員会は、工作物等の施設設備の定期点検、臨時点検を実施して、常にその状態を把握し、要補修箇所は直ちに補修又は補強に努め、災害予防に万全を期するよう整備する。

特に国旗掲揚塔、境界塀、バックネット及び防球ネットフェンス等相当な高さ又は重量のあるもの等は、その安全性を確認し、危険と認められるものについては早急に補強工事等を実施する。

2 備品等の整理

教育機関の関係者は、重要なもの、比較的飛散しやすいもの等の書類資料、教材その他については、常時格納又は、持ち出し得るよう整備に努める。

3 消防設備の整備

教育機関の防火管理者は、災害防止のために必要な施設、設備は、常時整備に努め、特に消防設備等についてはいつでも使用できるように体制を整える。

4 防犯消火設備の点検

教育機関の防火管理者は、施設の防犯用及び消火用設備（防犯灯、マスターキー、耐火金庫、火災報知器、通報装置等）の常時点検を強化するとともに、門塀の整備促進を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 気象予報等の伝達計画

気象業務法関係法令に基づき発表される注意報・警報並びに地震情報の関係機関及び住民への迅速かつ正確な通報伝達体制等は、本計画の定めるところによる。

1 特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

2 気象業務法に基づく注意報・警報

吉岡町災害対策本部の編成及び組織等は「吉岡町災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによる。

(1) 前橋地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準は、資料編「気象注意報・警報等の発表基準」のとおりとする。

(2) 注意報・警報の発表地域区分

注意報・警報の発表地域区分は、原則「市町村単位」（二次細分区域）になっているが、気象状況によって、「前橋・桐生地域」（一次細分区域）が使用される場合がある。

一次細分区域		二次細分区域
北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	吾妻地域	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

資料：「群馬県の気象地震概況」（平成24年7月、前橋地方気象台）

資料18 気象注意報・警報等の発表基準

3 気象業務法に基づく気象情報

前橋地方気象台は、台風その他の異常気象について、注意報・警報の情報価値を高めるため、必要に応じ「気象情報」を発表する。

4 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県(危機管理室)に通報するものとする。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。(乾燥注意報の発表基準と同じ。)

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。(強風注意報の発表基準と同じ。ただし、降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。)

ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の地区区分に従い、県の「全域」、「南部」及び「北部」の区分により行う。

5 消防法に基づく火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認

めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じて火災警報を発する。

6 水防法に基づく洪水予報・洪水警報

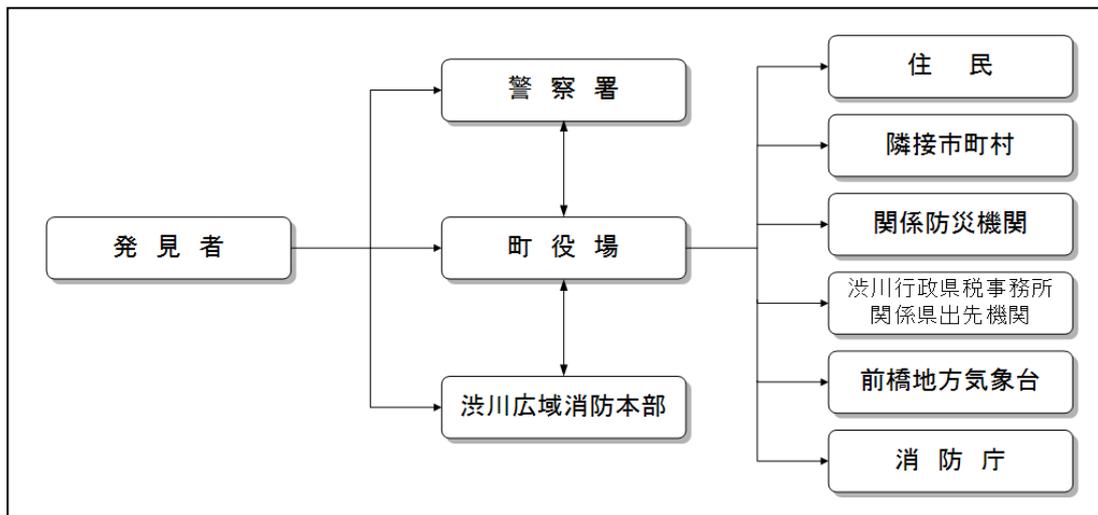
「吉岡町水防計画」（平成14年度、吉岡町水防管理団体）の定めるところによる。

7 気象業務法、基本法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、基本法に基づき、前橋地方气象台と群馬県県土整備部砂防課が共同で作成・発表する情報である。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。
- (3) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を、降雨に基づいて判断し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。そのため、町長は、避難勧告等の発令に当たって、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況（土砂災害の前兆現象等）や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等
 イ 頻発地震（数時間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

10 異常現象の通報系統

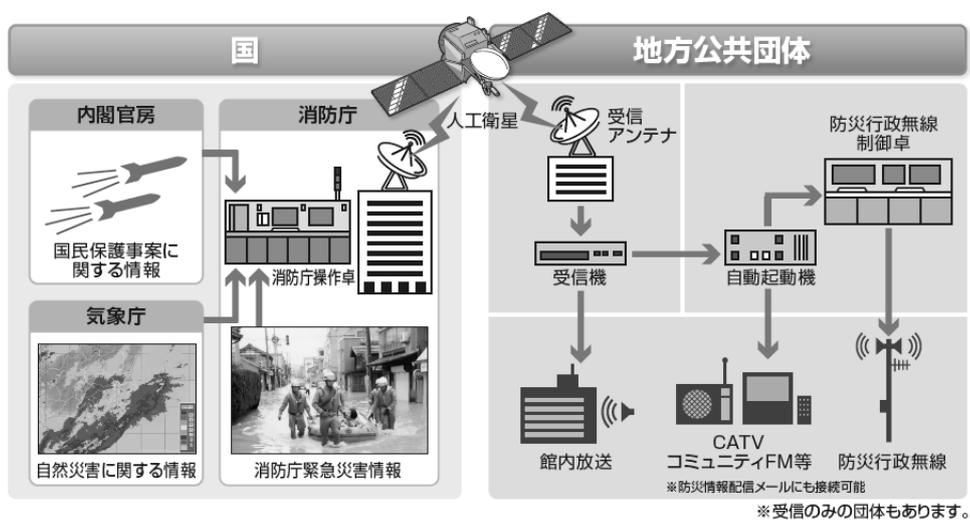


11 異常気象時における措置

町民生活課長は、発生する恐れのある災害に対処する応急措置を県及び関係課と協議し、直ちにその結果を関係機関に伝達し必要な指示を行う。

12 J-ALERT（全国瞬時警報システム）における伝達系統

緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合、J-ALERTによって、防災行政無線から町民に対して瞬時に情報伝達される。



資料：「J-ALERT リーフレット」（総務省消防庁）

第2節 避難計画

緊急時に際し、危険区域にある住民を安全区域に避難させ、人命に被害が及ばないようにするための取扱は次に定めるところによる。

1 避難の勧告・指示等

区分	発令者	発令する場合	措置	報告及び通知
避難準備	町長	災害が発生し、又は発生 の恐れがある場合、特に必要 があると認めるとき	災害時要援護者の避難 開始 町民への周知及び避難 準備を促す	—
避難勧告	町長	災害が発生し、又は発生 の恐れがある場合、特に必要 があると認めるとき	立退きの勧告 及び 立退き先の指示	知事 (危機管理室)
	[代行] (知事)	知事は、町長がその全部又 は大部分の事務を行うこと ができなくなったとき	(災害対策基本法第60条)	—
避難指示	知事、その 命を受けた 県職員又は 水防管理者	洪水によつて氾濫による 著しい危険が切迫してい ると認められるとき	立退きの指示 (水防法第29条)	管轄する 警察署長
	知事、その 命を受けた 県職員	地すべりにより著しい危 険が切迫していると認め られるとき	立退きの指示 (水防法第29条)	管轄する 警察署長
	町長	災害が発生し、又は発生 の恐れがある場合、特に必要 があると認めるとき	[避難勧告と同じ]	知事 (危機管理室)
	[代行] (知事)	知事は、町長がその全部又 は大部分の事務を行うこと ができなくなったとき	(災害対策基本法第60条)	—
	警察官	町長が立退きを指示する ことができないと認め るとき、又は市町村長から要 求があつたとき	立退きの勧告 及び 立退き先の指示 (災害対策基本法第61条)	警察官→ 町長→ 知事 (危機管理室)
	警察官	天災、事変、工作物の損壊、 交通事故、危険物の爆発、 狂犬、奔馬の類等の出現、 極端な雑踏等危険な事態 があるとき、及び特に急を 要するとき	避難指示 (警察官職務執行法第4条)	公安委員会
	自衛官	災害派遣時において、警察 官職務執行法第4条（上 段）は、警察官がその場 にいない場合に限り、自衛官 の職務について準用する	避難指示 (自衛隊法第94条)	

- (1) 町長は、基本法第60条第1項の規定により災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、特に必要があると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者、その他の者に対し避難のための立退きを勧告又は指示することができる。
- (2) 前記(1)の避難のための立退きの勧告又は指示をしたときは、直ちに指示等の理由、区域名、世帯数、人員、立退き先を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理室、又は直接危機管理室)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。
また、避難の必要がなくなったときは、ただちに公示し知事に報告する。
- (3) 水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防信号又は防災行政無線を利用し、水防法第29条の規定による立退き又はその準備を指示する。
- (4) 前記(3)の指示をする場合、水防管理者は渋川警察署長に通知しなければならない。
- (5) 災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせたもの、その事物の管理者及びその他関係者に必要な警告を発し、危険を受ける恐れのある者を避難させ又は必要な措置をとる。この場合、順序を経て所属の公安委員会に報告する。
- (6) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められる事態において町長が指示できないと認めるときは、又は町長から要求があったときは、警察官及び自衛官は、基本法第61条第1項の規定により自ら立退きを指示する。この場合、警察官及び自衛官は直ちにその旨を町長に報告する。
- (7) 山岳災害等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し、避難のための立退きを指示する、この場合、渋川警察署長にその旨を通知する。

2 大規模災害における広域的避難収容

(1) 県内他市町村への広域的避難

ア 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、県内他市町村への避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、当該市町村に直接協議する。

イ 町が「ア」により協議しようとするときは、あらかじめ、県(危機管理室)に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。

ウ 「ア」の協議を受けた協議先市町村は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設を提供するものとする。

エ 「ア」の協議を受けた協議先市町村は、被災した住民を受け入れるべき公共施

設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等及び町（協議元市町村）に通知する。

オ 町は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理室）に報告する。

カ 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに迅速な避難誘導を行う。

(2) 他の都道府県の市町村への広域的避難等

ア 町は、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県（危機管理室）に対し当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県（危機管理室）は、町からの協議要求に基づき他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域的避難収容のための協議を町に代わって行う。

ウ 県（危機管理室）は、「イ」の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県（危機管理室）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れる公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかにその内容を町に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町は、「エ」の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示する。

カ 町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定して住民に周知するとともに迅速な避難誘導を行うものとする。

3 避難の区分及び基準

(1) 避難準備情報

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難勧告、指示等を実施する必要が予想される場合、又は要援護者避難を行う必要がある場合。
趣 旨	危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、避難するための準備を勧告するとともに、要援護者の避難を開始する。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備情報を勧告すべき理由、避難支援を要する要援護者、避難に際しての携帯品、避難方法。
伝達方法	防災行政無線、自治会組織、広報車、吉岡町あんしんメールによる伝達、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。

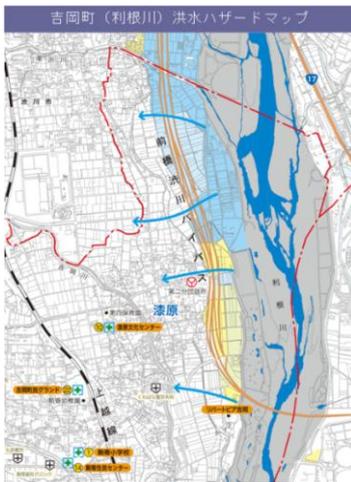
(2) 避難勧告

区分	基準及び方法
条件	当該地域、土地建物等に災害が発生する恐れがある場合。
伝達内容	勧告者、避難対象地域、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	防災行政無線、自治会及び消防団員、サイレン、広報車、伝達員、吉岡町あんしんメールによる伝達。その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。(次ページ)

(3) 避難指示

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合。
伝達内容	(避難勧告と同じ)
伝達方法	(避難勧告と同じ)

(4) 洪水を想定した避難勧告発令基準の具体例



吉岡町(利根川)洪水ハザードマップ

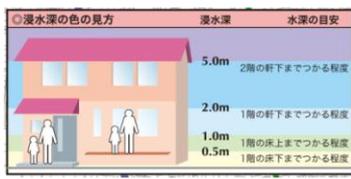
1. 対象となる災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 災害：利根川流域で最大規模の雨が降った場合
[昭和22年 カスリーン台風と同程度]

(2) 計画降雨：318 (mm)

(3) 警戒区間：浸水想定区域
[五料橋(玉村町)ー吾妻川合流点(渋川市)]

(4) 該当地区：漆原地内



○浸水深の色の見方

2. 避難すべき区域

想定浸水深	主な対象地区	災害の様相
想定浸水深5.0m未満	漆原地区 <small>(緑地運動公園、新橋プロイラー組合、新巻教団キヤンパス等)</small>	2階水没
想定浸水深2.0m未満	漆原地区 <small>(同上、及び国道17号線沿道)</small>	1階水没
想定浸水深1.0m未満	漆原地区 <small>(曲馬クラブ等)</small>	床上浸水
想定浸水深0.5m未満	漆原地区 <small>(リハートピア新巻等)</small>	床下浸水

3. 避難勧告発令基準 [観測場所：大正橋]

避難準備	●時間後に氾濫注意水位4.6m到達
避難勧告	●時間後に避難判断水位5.7m到達 ●漏水等破堤につながる恐れ
避難指示	●破堤を確認 ●氾濫危険水位6.69m到達

資料3 吉岡町(利根川)洪水ハザードマップ

4 避難勧告、指示の伝達方法

(1) 町長、警察官及び自衛官が避難の勧告又は指示をするときは、次の事項を明示してこれを行うものとする。ただし、緊急避難等でそのいとまがないときは、必要事項のみ伝達する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難すべき時期、避難先、避難経路等
- ウ 避難すべき理由
- エ 避難先の給食等の準備情報
- オ 避難後の財産保護の措置

(2) 伝達方法

ア 放送、電話による伝達

- ① 防災行政無線による伝達
- ② 自治会及び消防団員による伝達

避難すべき地域の自治会及び消防団員に伝達し、地域住民に周知していく。

イ 避難信号による伝達

サイレン信号は、渋川広域消防本部で伝達する。

ウ 広報車等による伝達

広報車等により住民に伝達するとともに、必要に応じて渋川広域消防本部に要請する。

エ 伝達員（急使）による伝達

電話連絡箇所の集会施設、学校、消防団詰所等に自動車、オートバイ、伝令員を配置しておき、伝達の敏速化を図ると共に、通信施設の途絶時に備えて対策本部に自転車、オートバイ、伝令員を配置する。

オ 吉岡町あんしんメールによる伝達

「吉岡町あんしんメール配信システム」の提供を平成24年4月より開始した。このシステムは、事前に登録した住民に対して、防災情報等緊急性の高い内容についてメールを配信する。

資料19 防災行政無線（固定系）受信放送所設置状況

資料20 防災行政無線（移動系）子局設置状況

5 各地域の避難方法

(1) 避難所

各地域別の避難所は37箇所とする。収容人数、施設の状況等は、資料編に示す。

資料5 吉岡町指定避難所

資料6 吉岡町一時避難所

(2) 避難順位

避難順位は、概ね次の基準による。

- ア 病弱者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者（身体障害者、けが人、妊婦等）
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性

(3) 携行品の制限

携行品は概ね次の基準による。

- ア 緊急を要する場合
 - ① 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）
 - ② 手ぬぐい、ちり紙等
- イ 時間的余裕のある場合
 - ① 家庭内備蓄の食料（にぎり飯、パン、缶詰等）、飲料水
 - ② 着替え及び毛布
 - ③ 照明具、緊急薬品

6 避難の誘導

(1) 避難の誘導

町長、警察官、その他の避難勧告、指示の実施者は住民が安全かつ迅速に避難出来るよう誘導する。

なお、自主防災組織は、地域における災害時要援護者の状況を予め把握しておき、この避難を助けるとともに、災害時要援護者入(通)所施設管理者は、施設防災ボランティアの協力を得て避難誘導の徹底を期する。

(2) 案内標識の設置

町長は、避難場所を明示する案内標識を設置する等、住民が迅速に避難できるような措置を講じる。

7 避難所の開設等

(1) 避難所の開設等

町は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設（民間賃貸住宅、宿泊施設等）についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設する。

(2) 避難状況の報告及び記録

ア 町は、避難が行われた場合は、次の様式による簿冊を作成し、避難状況を記録する。

避難指示					避難			
月日時分	自治会	世帯数	人員	避難場所	世帯数	人員	避難期間	備考

イ 町は、避難所を開設したときは、開設の状況を速やかに県（渋川行政県税事務所を經由して危機管理室又は直接危機管理室）、渋川警察署、渋川広域消防本部等に連絡する。

災害救助法が適用の場合は、その状況を次により知事に報告する。

- ① 避難所開設の日時、場所
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

(3) 避難所の管理・運営

町は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置し、避難所の事務に関しては、健康福祉課長の指揮のもと保険福祉班があたる。

また、避難所の運営は原則として自治会等の自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行うものとする。

- (4) 町は、避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

8 避難者に対する情報の提供

町は、町民の安否や応急対策の実施状況等避難者に情報を適宜提供する。

9 良好な生活環境の確保

- (1) 町（医療班、保険福祉班）は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア 収容する避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は医療班を派遣する。

ウ 避難の長期化により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織（自治会等）やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認められるときは、警察機関や防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 男女のニーズの違いに配慮する。

ク 被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談などを実施する。

ケ 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県（医務課、障害政策課、保健予防課）に応援を要請するものとし、当該要請に対し、県（医務課、障害政策課、保健予防課）は保健師等の派遣を行う。

コ 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力

を得て実施する。

サ 避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

シ 非常用電源や衛星携帯電話、災害時要援護者に配慮した空調・洋式トイレの整備に努める。

(2) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

(3) 災害時要援護者への配慮

町は、避難所の運営に当たっては、災害時要援護者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

10 在宅被災者への配慮

町は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮する。

11 避難のあとの警備

住民が避難したときは、避難地域における財産の保護、犯罪の予防等について警備を渋川警察署長に依頼する。

12 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 各学校等の避難対策

各学校における就学時の避難は、消防法第8条の規定に基づく「各学校の消防計画」により避難を行うものとし、災害の場合は、あらかじめ計画してある安全な場所に児童、生徒を避難させる。

(2) 社会福祉施設等の避難対策

ア 消防法に基づく各施設の消防計画により、その施設に居住する病人、幼児、高齢者、婦女、知的障害者等の避難については、消防計画に基づき年2回以上の訓練を実施し、災害に際しては、勤務職員等の誘導により事前避難を行い、災害の状況により緊急避難を行う。

イ 消防法に基づく消防計画の作成の適用を受けない小規模の社会福祉施設、その

他施設についても、消防法の適用施設に準じて計画を作成させ、訓練を実施する。

13 住民に対する周知

避難のための立退きに万全を図り混乱が生じないように、避難上の注意事項をあらかじめ住民に周知徹底する。

- (1) 火気の始末、ガスの元栓等安全の確認を行うこと。
- (2) 家屋の補強（雨戸等の完備）を行うこと。
- (3) 避難携帯品（3日分程度の食料、飲料水、最小限の着替え、衛生医薬品、最小限の学用品等）の準備をすること。
- (4) 貴重品、携行品は、あらかじめ非常用の表示をした袋等により準備しておくこと。
- (5) 服装は、できるだけ軽装とし、帽子、頭巾等を着用し、防雨、防寒用具を携行すること。
- (6) 避難指示の際、速やかかつ安全に避難ができるように、ハザードマップ等で避難所の位置及び避難経路の確認を行うこと。

14 救助法適用時の基準

(1) 避難場所の指定順位

- ア 小中学校
- イ 公共集会施設
- ウ 神社、寺院
- エ 公共施設
- オ 民間施設

(2) 避難所に収容するり災者

- ア 住家が被害を受け居住の場を失った者
- イ 災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難指示の出た場合で、被害を受ける恐れのある者

(3) 避難所開設の期間

災害発生の被害から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 避難所設置のための費用

救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

15 被災者の健康の確保

- (1) 町は、被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談などを実施する。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県(医務課、障害政策課、保健予防課)に応援を要請するものとし、当該要請に対し、県(医務課、障害政策課、保健予防課)は保健師等の派遣を行う。
- (3) 健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。
- (4) 町は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

第3節 災害未然防止活動

緊急時に際し、危険区域にある住民を安全区域に避難させ、人命に被害が及ばないようにするための取扱は次に定めるところによる。

1 水防活動の実施

水防管理者は、水防計画に基づき河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施する。

2 ダム、堰、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者のダム、堰、水門等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、これらの施設について適切な操作を行うものとする。

なお、操作を行うに当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ、必要事項を関係機関及び警察署に通知するとともに一般に周知する。

第4節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

基本法、救助法その他法令等の規定による災害に対する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という）の取扱については本計画の定めるところによる。

1 被害程度の認定基準

被害程度の認定基準は、被害認定基準による。

資料21 被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

2 被害報告等取扱責任者

各課長は、被害報告等が的確に処理できるよう被害報告等取扱責任者正副1名を定め、町民生活課長に報告する。

3 被害等の調査

調査事項	調査機関（課）	協力団体
総合調整	町民生活課	
住宅等一般	総務政策課、財務課、会計課、議会事務局	自治会連合会
自治会集会施設	町民生活課	自治会連合会
町有財産	財務課	
教育施設	教育委員会事務局	各施設の長
社会福祉施設	健康福祉課	各施設の長
医療衛生	健康福祉課	医師会・議会・環境美化推進協議会
農林業関係	産業建設課	農業共済組合・農業協同組合・森林組合
商工関係	産業建設課	商工会等
土木施設	産業建設課	自治会連合会・消防団
上下水道等施設	上下水道課	
その他施設	担当課	
火災関係	渋川広域消防本部	消防団

(1) 関係機関相互に調査方法、分担区分、動員人数等協議を行い、脱ろう重複等のな

いよう留意すること。

(2) 町民生活課長は、被害の状況を判断し、各調査事項の相互協力等適切な調整を行うこと。

(3) 被害世帯員数等については、現地調査のほか住民登録等の照合を行い、的確を期すこと。

4 報告の種別

(1) 災害情報

その都度報告するものとし、災害が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 災害概況即報

災害が発生したときは、直ちに（30分以内）その概況を報告するものとする。

この報告は、災害応急対策実施の基礎となるものであるから迅速に実施すること。

様式1 災害概況即報

(3) 被害状況即報

被害状況が判明する都度、逐次中間報告し、先に報告をした被害に変動があったときは、直ちに變動の報告をする。報告の頻度は次による。

ア 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

イ 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が變動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

ウ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

様式2 被害状況即報

様式3 被害状況即報続紙

(4) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に確定報告をする。この報告は災害応急対策及び災害復旧対策の基礎となるものであるから、正確を期するものであること。

様式4 災害確定報告

様式5 災害確定報告続紙

5 報告及び収集の実施者

(1) 掌握した被害状況について、班長は、町民生活課長に報告するとともに、次の7で定める報告系統図に基づき関係機関に報告する。

- (2) 班長は、班員から報告及び連絡のあった事項については項目別に集計する。
- (3) 班長は、被害状況を取りまとめたときは、直ちに町民生活課長に報告する。
- (4) 町民生活課長は、本部長に報告する。
- (5) 本部長は、必要があると認めたときは、議会及び関係機関に連絡するよう指示する。

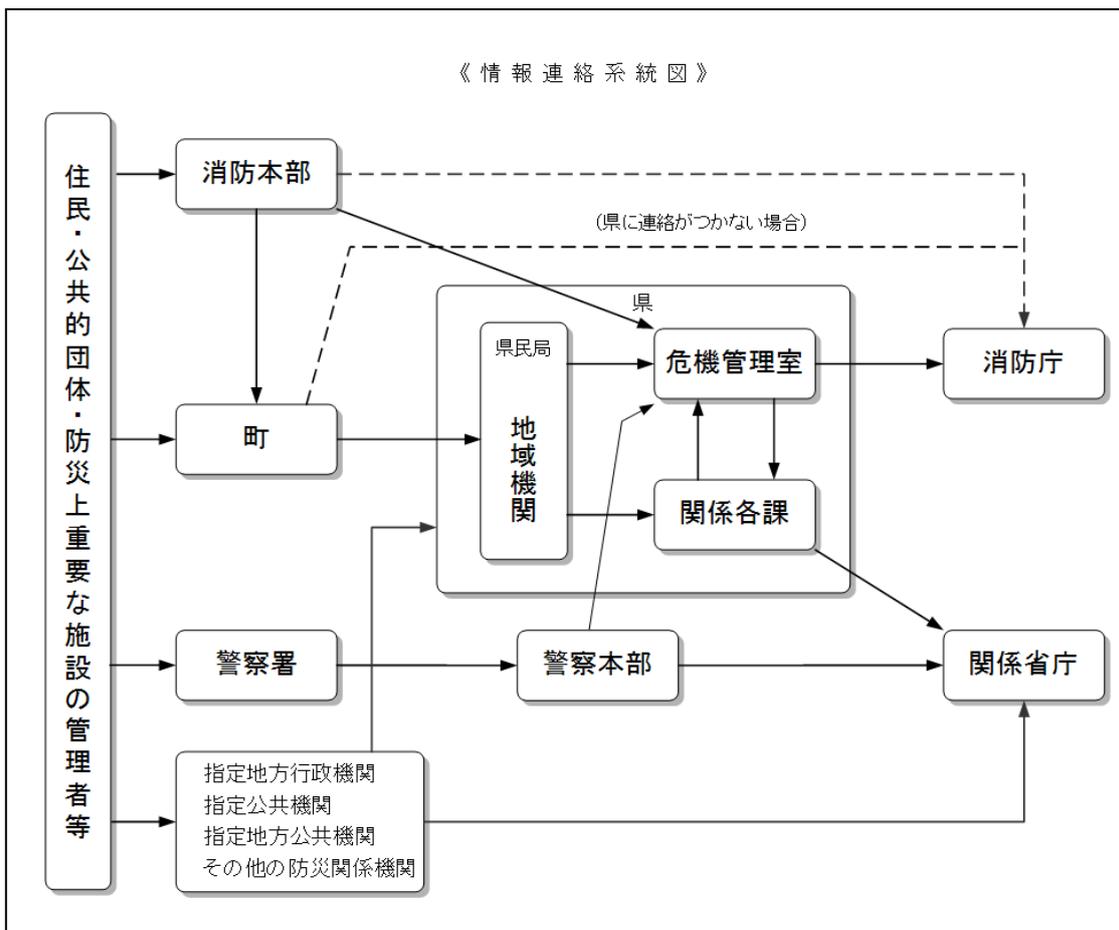
6 報告の様式

- (1) 基本法第53条に基づく報告は、同法による様式を用いる。
- (2) 基本法以外の法令に基づく様式は、「第4編 資料・様式編」－「第2章 様式編」による。

様式6～様式22

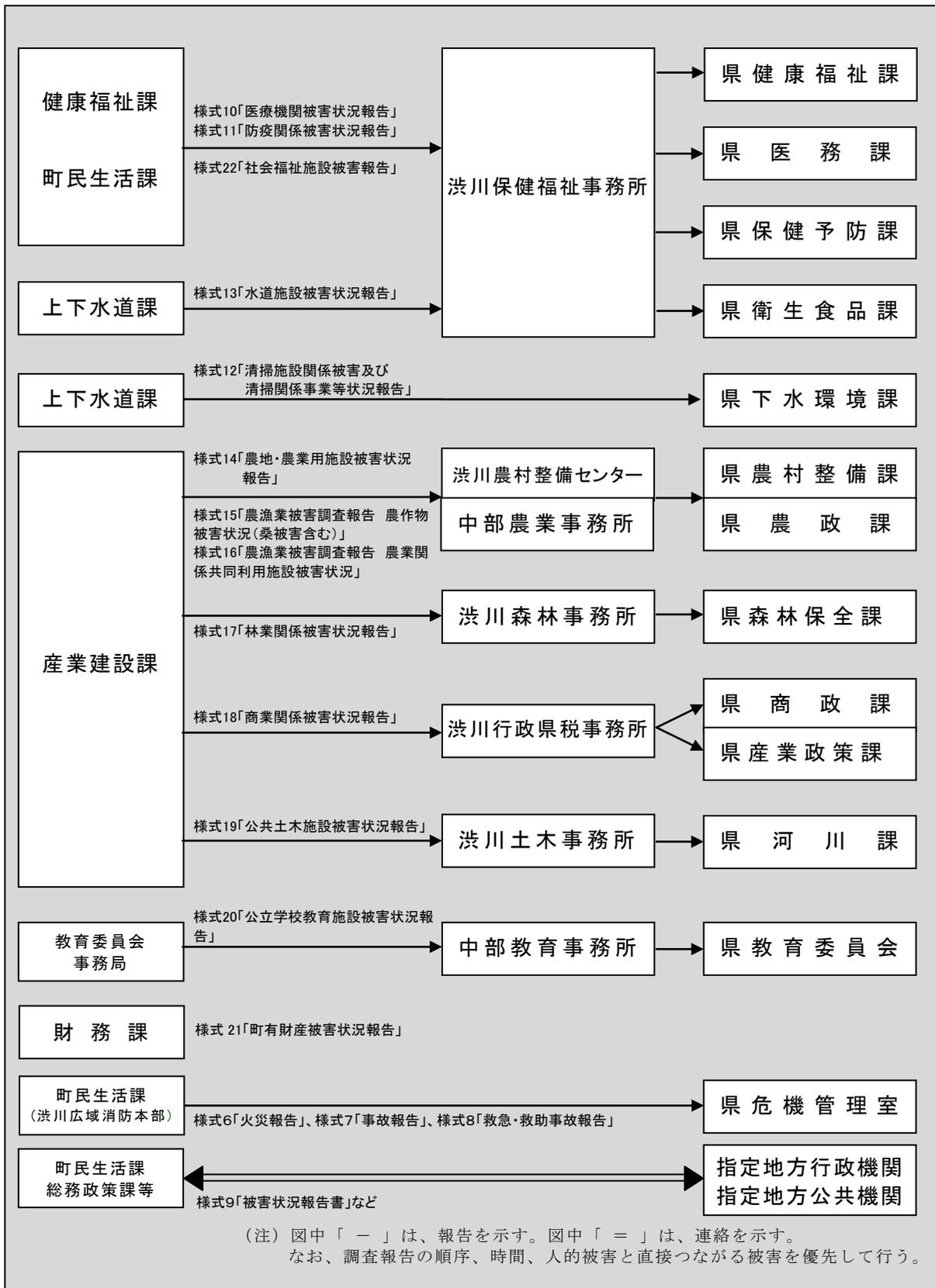
7 被害状況等の報告系統

- (1) 基本法に基づく被害報告



資料：「群馬県地域防災計画」（平成25年3月、群馬県防災会議）

(2) 基本法以外の他の法令に基づく被害報告



様式6～様式22

第5節 災害通信計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における気象注意報・警報等の伝達、災害情報の収集その他災害応急措置等の通信は次のとおりとする。

1 通信施設の複数化

町及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、以下の設置・整備に努める。

- ・サブセンターの設置
- ・防災行政無線の複数系統化等、代替通信施設の整備

2 被害報告及び災害情報の報告

町から県への報告は、電話、ファクシミリ又は防災行政無線による。

3 災害時における非常通話等の取扱

(1) 災害時優先電話の指定

町（財政班）は、災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話株式会社群馬支店長から災害時優先電話の指定を受けておく。

(2) 非常緊急電話の内容及び利用機関

ア 緊急扱い通話

緊急通話の内容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、その予防、救護、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 予防、救護、復旧等に直接関係がある機関相互間 (2) 緊急事態発生の実情を知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	犯罪が発生し、又は発生する恐れがあることを知った者と警察機関との間
3 水道、ガス等の町民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 国又は地方公共団体の機関相互間

イ 非常扱い通話(緊急扱い通話より優先される。)

非常通話の内容	機 関 等
1 洪水等が発生し、若しくは発生する恐れがあることの通報又は予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
2 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
3 鉄道その他交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
4 災害の予防又は援助のための必要な事項	天災事変その他の非常事態が発生し又は発生する恐れがあることを知った者はその災害の予防又は救護に直接関係がある機関との間

(3) 通話の申込

非常通話及び緊急通話を行おうとするときは、次の事項を東日本電信電話株式会社群馬支店長に申し出て行う。

ア 通話の種類と内容

イ 申込者の電話番号(指定された電話番号)

ウ 相手先の電話番号

4 他の通話施設の利用

前記による通話が不能及び相当遅延すると認められる場合、又は特に緊急を要する事態が生じたときは、関係機関と協議し、次の施設を利用する。

- (1) 警察通信施設 渋川警察署
- (2) 国土交通省通信施設 国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
- (3) 東京電力通信施設 東京電力(株)群馬支店渋川支社
- (4) アマチュア無線通信による通話
- (5) 消防通信施設 渋川広域消防本部
- (6) タクシー無線施設
- (7) 防災行政無線(移動系) 総務政策課、健康福祉課、町民生活課、産業建設課、上下水道課

第6節 組織計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、町に、災害対策本部を設置し、県及び指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施する。

1 組織

吉岡町災害対策本部の編成及び組織等は「吉岡町災害対策本部条例」及び本計画の定めるところによる。

(1) 吉岡町災害対策本部設置基準

町長は、次の場合災害対策本部を設置する。

ア 災害対策本部

- ① 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると町長が認めたときは「吉岡町災害対策本部」を設置する。
- ② 前号のほか、著しく激甚である災害により特に災害対策本部を必要とする場合。

イ 現地災害対策本部

災害地が本部より遠隔な場合、又は本部と被災地との通信連絡に円滑を欠く場合、若しくは本部長より設置を指示された場合、災害主要地に設置する。

(2) 本部設置場所

本部は、「町庁舎内」に設置する。なお、激甚災害により、町庁舎内に町対策本部を設置できない場合には、「吉岡町文化センター内」に設置する。

(3) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は次のとおり。(→次ページ)

(4) 本部の機能

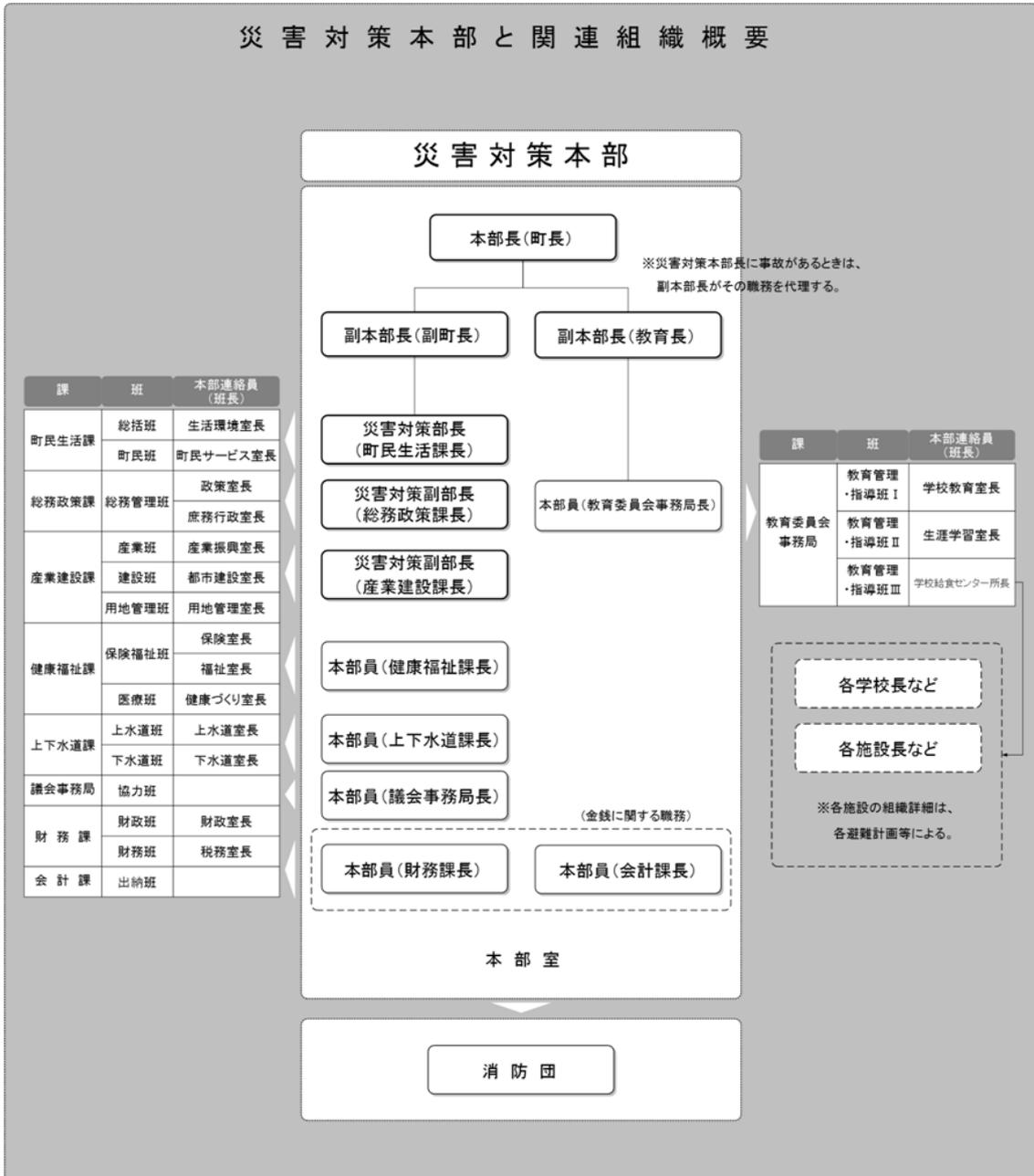
本部は、災害応急対策に関する基本方針、その他重要事項をつかさどる。

ア 災害対策本部に本部室を置く。なお、町庁舎にあつては「応接室」、吉岡町文化センターにあつては「事務室内」とする。

イ 本部会議は、本部長、副本部長(2名)、災害対策部長、災害対策副部長(2名)及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を

図る。

ウ 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。



(5) 吉岡町災害対策本部廃止基準

災害の恐れがなくなったとき、若しくは災害発生直後における措置が概ね終了したとき。

(6) 本部連絡員等

ア 本部連絡員は各室長とする。

イ 本部連絡員は、本部長の命を受けて本部と各班の連絡、班相互間の連絡、及び各種の情報収集の事務を担当する。

ウ 本部連絡員の配置は、本部室又は各班が中心となるが、職務を遂行しやすいよう臨機に対応する。

エ 本部室の庶務に従事させるため、本部室に補助員若干名を置く。なお、補助員は庶務行政室があたる。

(7) 各班への連絡方法

各班への連絡は、本部連絡員を通じて行う。

(8) 関係機関に関する要請等

本部長は、災害の状況に応じ関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

関係機関	電話番号
渋川行政県税事務所	0279-22-0777
渋川土木事務所	0279-22-4055
渋川保健福祉事務所	0279-22-4166
渋川警察署	0279-23-0110
渋川広域消防本部	0279-25-0119

(9) 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡

- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑥ 避難収容活動
- ⑦ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑧ ライフラインの応急復旧
- ⑨ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩ 社会秩序の維持
- ⑪ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑫ 災害広報活動(随時)
- ⑬ ボランティアの受入(随時)
- ⑭ 二次災害の防止(随時)

(10) 課・班別分掌業務

課 (本部連絡員)	班 (担当室)	分 掌 業 務
町民生活課 (災害対策部長： 町民生活課長)	総 括 班 (生活環境室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の指示又は指令等に関する事。 2 気象情報やその他の情報収集及び連絡に関する事。 3 全国瞬時警報システム(J-ALERT)・緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)による情報収集に関する事。 4 防災無線全般に関する事。 5 本部要員の動員に関する事。 6 腕章・標旗に関する事。 7 班に係わる被害調査に関する事。 8 り災者調査に関する事。 9 消防団との連携調整に関する事。 10 その他公共的団体への活動依頼に関する事。(所管しているもの) 11 防災関係機関に関する事。(所管しているもの) 12 被災地における交通の確保に関する事。(業務範囲内) 13 道路の交通規制に関する事。 14 民間企業との物資応援協定に関する事。(所管しているもの) 15 ごみ処理に関する事。 16 動物愛護に関する事。 17 被災施設等の応急措置及び復旧に関する事。 18 復興計画の策定に関する事。 19 地域防災計画に関する事。 20 防災倉庫の設置及び維持管理に関する事。(所管しているもの) 21 食料の備蓄に関する事。 22 自主防災組織に関する事。(具体的な取り組み等) 23 防災訓練に関する事。 24 B C P (事業継続計画)に関する事。 25 本部及び課内各班との連絡調整に関する事。 26 課内の総合調整に関する事。 27 室内職員の動員及び配置に関する事。 28 県境を越えた広域避難者の受入れ(主に計画)及び支援等に関する事。 29 他県等での災害発生による影響等に向けた対策全般に関する事。(放射能)→事故災害対策編 30 その他必要に応じたものに関する事。
	町 民 班 (町民サービス室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 転出入の取扱に関する事。(外国人も含む) 2 自治会連合会との連絡に関する事。 3 自主防災組織に関する事。(組織立上の支援等) 4 自治会集会施設の被害調査及び支援等に関する事。 5 避難誘導に関する事。 6 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。 7 その他公共的団体(自治会)の活動依頼に関する事。 8 災害義援金募集に関する事。 9 日本赤十字社に関する事。 10 埋葬計画に関する事。 11 B C P (事業継続計画)に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 12 自治会からの救援物資及び義援金に関すること。(町外被災地) 13 室内職員の動員及び配置に関すること。 14 県境を越えた広域避難者の受入れに関すること。(主に実施)
<p>総務政策課 (災害対策副部長 : 総務政策課長)</p>	<p>総務管理班 (政策室・庶務 行政室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部室の庶務に関すること。 2 各課の被害調査の集計及び報告に関すること。 3 災害の広報に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 災害時の記録写真撮影に関すること。 6 各種資料の収集に関すること。 7 防災関係機関に関すること。(所管しているもの) 8 自衛隊派遣に関すること。 9 各課動員者名簿作成及び給与に関すること。 10 各課動員者の賄いに関すること。 11 集中管理車による人員及び物資の輸送に関すること。 12 他市町村からの応援の受入れに関すること。 13 B C P (事業継続計画)に関すること。 14 本部及び課内の連絡調整に関すること。 15 課内の総合調整に関すること。 16 課内職員の動員及び配置に関すること。 17 災害派遣に関すること。
<p>財務課 (財務課長)</p>	<p>財政班 (財政室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関すること。 2 集中管理車以外(本部車両、予備車、その他)の車の集中管理及び配車に関すること。 3 災害時優先電話の指定に関すること。 4 障害物の処理及び保管に関すること。(町有のもの) 5 災害応急処理関係予算に関すること。 6 被災施設等の応急措置及び復旧に関すること。 7 国、県等の財政援助及び補助金に関すること。 8 災害義援金品配分に関すること。 9 災害救助基金に関すること。 10 災害弔慰金に関すること。 11 災害復旧基金に関すること。 12 B C P (事業継続計画)に関すること。 13 本部及び課内各班との連絡調整に関すること。 14 課内の総合調整に関すること。 15 室内職員の動員及び配置に関すること。 16 県境を越えた広域避難者への支援に関すること。(町営住宅の応急仮設住宅対応)
	<p>財務班 (税務室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 住家等被害調査に関すること。 2 課税の徴収猶予及び減免に関すること。 3 り災調査及びその証明に関すること。 4 B C P (事業継続計画)に関すること。 5 室内職員の動員及び配置に関すること。
<p>会計課 (会計課長)</p>	<p>出納班</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害対策に伴う物品購入及び保管に関すること。 3 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関すること。 4 応急対策物資(炊き出し含む)の購入出納に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 5 救助物資の保管及び受払いに関する事。 6 B C P（事業継続計画）に関する事。 7 本部及び課内の連絡調整に関する事。 8 課内の総合調整に関する事。 9 課内職員の動員及び配置に関する事。 10 住民に係わる施設等の被害調査に関する事。
健康福祉課 (健康福祉課長)	保険福祉班 (保険室・福祉室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 要援護者支援に関する事。 3 その他公共的団体への活動依頼に関する事。（所管しているもの） 4 防災関係機関に関する事。（所管しているもの） 5 救護（施設、物資）に関する事。 6 町民相談に関する事。 7 災害により生活困難となった者及びその恐れがある者の調査並びに取りまとめに関する事。 8 ボランティア活動の支援、推進に関する事。（社会福祉協議会） 9 被災施設等の応急措置及び復旧に関する事。 10 環境衛生に関する事。 11 ごみ処理に関する事。（医療に関する事） 12 避難所の運営及び維持管理に関する事。（所管しているもの） 13 高齢者に対する応援協定に関する事。 14 生活必需品の備蓄に関する事。 15 B C P（事業継続計画）に関する事。 16 本部及び課内各班との連絡調整に関する事。 17 課内の総合調整に関する事。 18 室内職員の動員及び配置に関する事。 19 県境を越えた広域避難者への支援に関する事。（業務に係るもの） 20 他県等での災害発生による影響等に向けた対策全般に関する事。（保育園等）→事故災害対策編
	医療班 (健康づくり室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 感染症の防疫に関する事。 3 医療関係者の動員及び配置に関する事。 4 その他公共的団体〔食生活改善推進員連絡協議会（若草会）〕の活動依頼に関する事。 5 医療・助産に関する事。 6 救急薬品等の供給確保に関する事。 7 食品衛生及び清掃に関する事。 8 防疫薬品や資材の調達及び供給に関する事。 9 感染症患者の収容に関する事。 10 被災施設等の応急措置及び復旧に関する事。 11 その他防疫業務に関する事。 12 遺体の収容、埋火葬に関する事。 13 B C P（事業継続計画）に関する事。 14 室内職員の動員及び配置に関する事。
産業建設課 (災害対策副部長 ：産業建設課長)	産業班 (産業振興室・ 農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 商工関係被害情報の収集及び支援に関する事。 3 被災農作物の応急措置及び支援に関する事。 4 災害時における家畜の防疫に関する事。

産業建設課 (災害対策副部長 : 産業建設課長)	産業班 (産業振興室・ 農業委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 5 被災地における交通の確保に関する事。 (業務範囲内) 6 被災農地や農業用施設の応急措置及び復旧並びに支援に関する事。 7 山崩れ治山施設等の応急措置及び復旧に関する事。 8 被災林道、山林、その他の施設の応急措置及び復旧に関する事。 9 防災関係機関に関する事。 (所管しているもの) 10 その他公共的団体 (生活研究グループ) の活動依頼に関する事。 11 農業者団体との物資応援協定に関する事。 (所管しているもの) 12 病虫害等の防除・防疫・対策に関する事。 13 鳥獣等の防除・防疫・対策に関する事。 14 被害農作物用農薬及び肥料、飼料の供給指導に関する事。 15 生活必需品 (燃料など) の受給に対する応援に関する事。 16 農作物の被害対策に関する事。 17 B C P (事業継続計画) に関する事。 18 室内職員の動員及び配置に関する事。
	建設班 (都市建設室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 道路 (避難路含む) の交通確保に関する事。 (業務範囲内) 3 障害物の除去に関する事。 (業務の範囲内) 4 防災関係機関に関する事。 (所管しているもの) 5 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。 6 被災河川の応急措置及び復旧に関する事。 7 被災宅地危険度判定に関する事。 8 応急仮設住宅に関する事。 9 物資購入配分に関する事。 (業務の範囲内) 10 道水路、橋梁等の災害予防に関する事。 11 建築物災害予防に関する事。 12 災害復旧及び復興計画に関する事。 13 B C P (事業継続計画) に関する事。 14 本部及び課内各班との連絡調整に関する事。 15 課内の総合調整に関する事。 16 室内職員の動員及び配置に関する事。
	用地管理班 (用地管理室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設の被害調査に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 (業務範囲内) 3 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。 4 水害予防に関する事。 5 河川の被害調査に関する事。 6 崖崩れ災害予防に関する事。 7 応急対策実施のための用地借入れ及び補償に関する事。 8 B C P (事業継続計画) に関する事。 9 室内職員の動員及び配置に関する事。
上下水道課 (上下水道課長)	上水道班 (上水道室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 上水道の被害状況調査及び報告に関する事。 2 被災上水道施設の応急措置及び復旧に関する事。 3 応急給水、給水班の組織に関する事。 4 飲料水、生活必需品の供給及び応急措置に関する事。

上下水道課 (上下水道課長)	上水道班 (上水道室)	<ul style="list-style-type: none"> 5 水質検査に関する事。 6 B C P (事業継続計画)に関する事。 7 その他、上水道等町民生活に関する事。 8 室内職員の動員及び配置に関する事。
	下水道班 (下水道室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害状況調査及び報告に関する事。 2 被災下水道施設の応急措置及び復旧に関する事。 3 応急トイレに関する事。 4 し尿の処理に関する事。 5 B C P (事業継続計画)に関する事。 6 その他、下水道等町民生活に関する事。 7 本部及び課内各班との連絡調整に関する事。 8 課内の総合調整に関する事。 9 室内職員の動員及び配置に関する事。
教育委員会 事務局 (教育委員会 事務局長)	教育管理 ・指導班Ⅰ (学校教育室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育委員会事務局及び班に係わる施設等の被害調査並びに取りまとめに関する事。 2 児童・生徒の避難等の指導に関する事。 3 防災関係機関に関する事。(所管しているもの) 4 被災学校施設等の応急措置及び復旧に関する事。 5 被災児童・生徒の受入れに関する事。 6 災害時における児童・生徒の応急教育に関する事。 7 学用品等の支給に関する事。 8 班に係わる施設等の避難者の受入れに関する事。 9 避難施設の運営及び維持管理に関する事。 10 B C P (事業継続計画)に関する事。 11 本部及び局内各班との連絡調整に関する事。 12 局内の総合調整に関する事。 13 室内職員の動員及び配置に関する事。 14 県境を越えた広域避難者への支援に関する事。(業務に係るもの) 15 他県等での災害発生による影響等に向けた対策全般に関する事。(小・中学校及び幼稚園等)
	教育管理 ・指導班Ⅱ (生涯学習室)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 その他公共的団体(婦人会)への活動依頼に関する事。 3 被災社会教育施設の応急措置及び復旧に関する事。 4 被災文化財の応急措置及び復旧に関する事。 5 B C P (事業継続計画)に関する事。 6 室内職員の動員及び配置に関する事。
	教育管理 ・指導班Ⅲ (学校給食センター)	<ul style="list-style-type: none"> 1 班に係わる施設等の被害調査に関する事。 2 被災施設の応急措置及び復旧に関する事。 3 応急給食に関する事。 4 炊き出しに関する事。 5 B C P (事業継続計画)に関する事。 6 室内職員の動員及び配置に関する事。
議会事務局 (議会事務局長)	協 力 班	<ul style="list-style-type: none"> 1 各課他班の協力に関する事。 2 災害広報における議長への報告に関する事。 3 B C P (事業継続計画)に関する事。 4 本部及び局内の連絡調整に関する事。 5 局内の総合調整に関する事。 6 局内職員の動員及び配置に関する事。 7 住民に係わる施設等の被害調査に関する事。

その他機関	消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管課等との連携に関する事。 2 災害時の火災発生に対する消火活動に関する事。 3 被害状況及び消防（水防）団の活動状況の掌握に関する事。 4 関係各種支援団体との活動等に対する連携及び調整に関する事。 5 予防及び応急措置や被害の拡大防止活動に関する事。 6 救出、救護活動に関する事。 7 行方不明者の捜索及び死体処理に関する事。 8 危険箇所等の巡視、警戒に関する事。 9 その他必要に応じたものに関する事。
-------	-------	---

2 災害警戒本部の設置

(1) 警戒本部の設置基準

町民生活課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係課長・室長と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

- ① 町内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対応について関係課・室相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。
- ② 気象警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等からみて、その対応について関係課・室相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。

(2) 動員基準

町民生活課長は、災害警戒本部を設置したときは、関係課長・室長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

【災害警戒本部設置時の配備体制】

動員区分	動員対象	適用基準
初期動員	課長・局長・室長	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。

(3) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は町民生活課長とし、事務分掌は災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

(4) 水防本部への移行

災害警戒本部は洪水の恐れが強まる等により水防本部が設置された場合は水防本部に移行する。この場合、動員体制は水防本部体制を基本としつつ、災害警戒本部における配備職員も継続して配備する。

(5) 災害警戒本部廃止基準

- ① 気象警報等が解除された場合等において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるとき。

② 災害対策本部若しくは水防本部が設置される場合。

(6) 災害対策本部設置・廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県(危機管理室、行政県税事務所)、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。

(7) 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の事務分掌は、災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

第7節 動員計画

1 災害が発生した場合又は発生することが予想される場合の配備体制基準

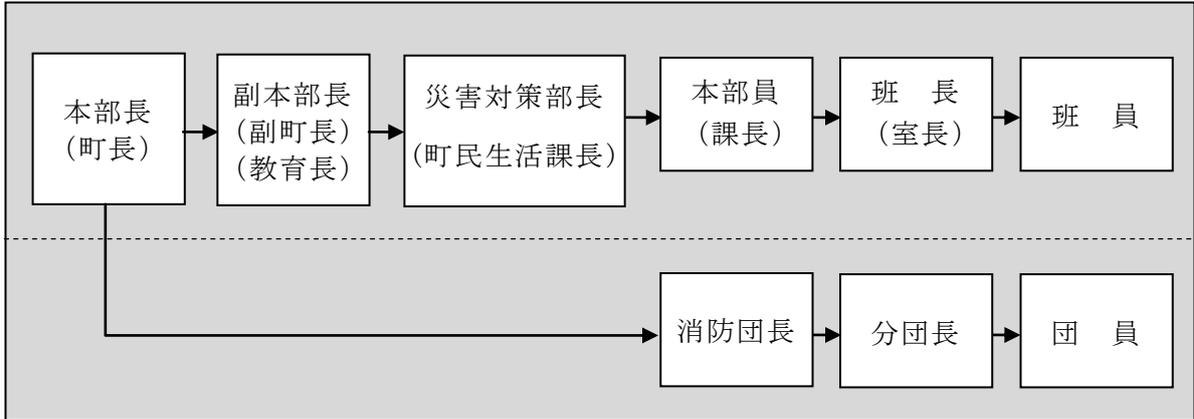
(1) 町長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

(2) 町民生活課長は、災害警戒本部を設置したときは、関係課長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

動員区分	状 況	配備体制・動員規模
初期動員	警報・地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生する恐れが認められるなど、警戒体制をとる必要があるとき。	本部設置前の警戒態勢とし、情報収集活動等が円滑に行い得る必要最小限の配備とする。 (原則として全職員の10%)
1号動員	被害が発生し、又は発生する恐れが認められるとき。	原則として、本部設置の配備体制とし、各班の必要人員をもって小規模災害に対処し得る態勢とする。 (原則として全職員の25%)
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生する恐れが認められるとき。	本部を設置し、中規模災害に対処し得る態勢とする。 (原則として全職員の50%)
3号動員	大規模な被害が発生し、又は発生する恐れが認められるとき。	本部を設置し、大規模災害に対処し得る態勢とする。 (全職員)

2 動員及び伝達

(1) 本部が設置された場合、本部長は次の系統で伝達し、動員するものとする。なお、職員動員計画を示す。(→次ページ)



(2) 動員の伝達方法

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	庁内放送、メール、防災行政無線、電話等
勤務時間外	メール、防災行政無線、電話等

(3) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。

(4) 登庁の方法

登庁に当たっては被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段の他、徒歩、自転車、オートバイ等の利用をすること。

(5) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁・後直ちに災害対策本部に連絡すること。

(6) 登庁の免除等

ア 災害により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

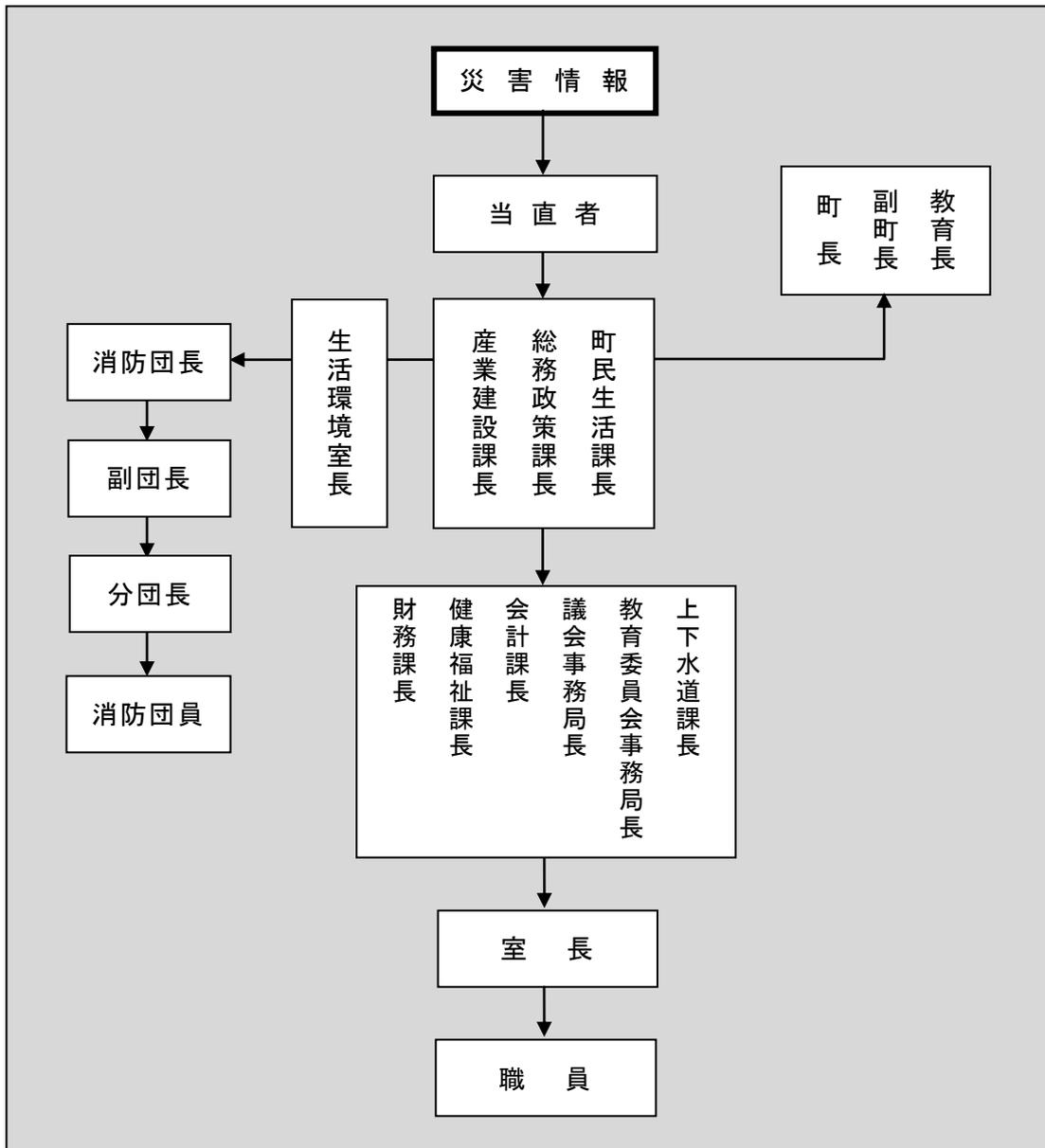
イ 勤務場所に登庁することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

職 員 動 員 計 画

(平成25年4月1日現在)

課(班責任者)	班		人員	初期 動員	1号 動員	2号 動員	3号 動員
町民生活課	町民生活課長		1	1	1	1	1
	総括班(班長)	生活環境室	6	6	6	6	6
	町民班(班長)	町民サービス室	6	1	1	3	6
総務政策課	総務政策課長		1	1	1	1	1
	総務管理班(班長)	政策室	4	0	1	3	4
		庶務行政室	5	0	1	3	5
財務課	財務課長		1	1	1	1	1
	財政班(班長)	財政室	4	0	1	4	4
	財務班(班長)	税務室	9	0	1	7	9
会計課	会計課長		1	1	1	1	1
	出納班		2	0	0	2	2
健康福祉課	健康福祉課長		1	1	1	1	1
	保険福祉班(班長)	保険室	5	0	1	4	5
		福祉室	8	0	1	5	8
医療班(班長)	健康づくり室	6	0	1	3	6	
産業建設課	産業建設課長		1	1	1	1	1
	産業班(班長)	産業振興室	8	0	1	5	8
	建設班(班長)	都市建設室	5	0	1	4	5
	用地管理班(班長)	用地管理室	6	0	1	5	6
上下水道課	上下水道課長		1	1	1	1	1
	上水道班(班長)	上水道室	6	0	1	5	6
	下水道班(班長)	下水道室	5	0	1	4	5
教育委員会 事務局	教育委員会事務局長		1	1	1	1	1
	教育管理・指導班Ⅰ (班長)	学校教育室	6	0	1	3	6
	教育管理・指導班Ⅱ (班長)	生涯学習室	5	0	1	5	5
	教育管理・指導班Ⅲ (班長)	学校給食センター	2	0	0	1	2
議会事務局	議会事務局長		1	1	1	1	1
	協力班		1	0	0	0	1
合 計			108	16	30	81	108

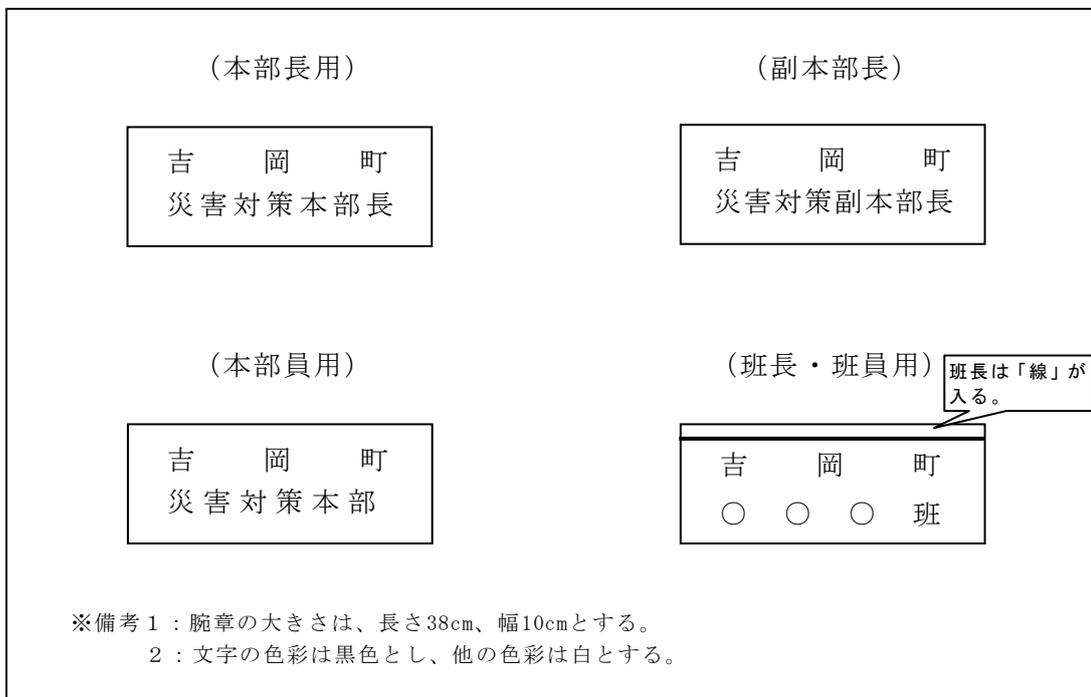
(7) 勤務時間外の動員体系



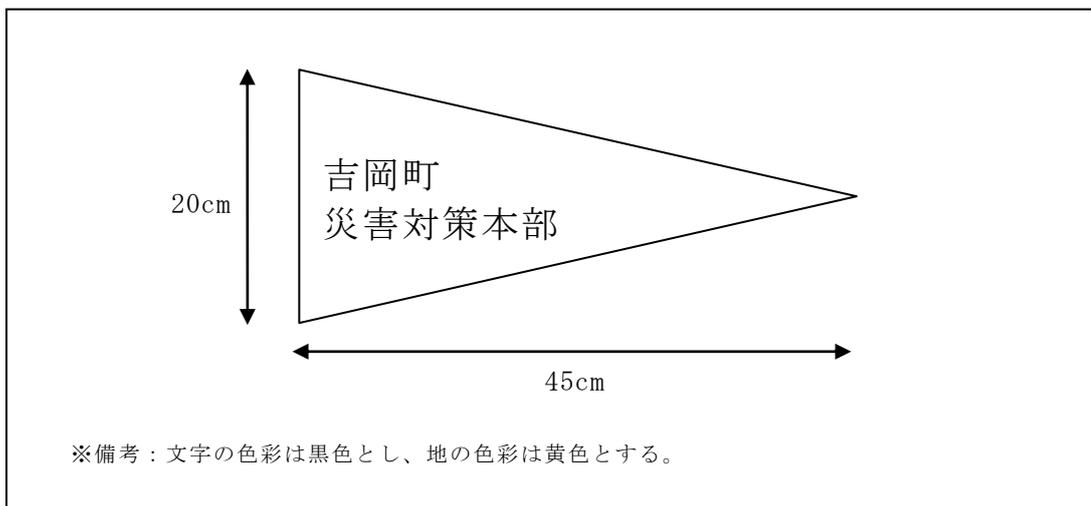
(8) 本部活動の表示

職員が災害応急対策活動に従事するときは腕章、使用する車両には標旗をつける。

ア 本部腕章



イ 標旗



第 8 節 り災者救助保護計画

災害が発生し、又は発生しようとするときの法第 50 条第 2 項の規定による応急措置に関する取扱は、本計画の定めるところによる。

1 町長の応急措置

町長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置（消防水利救助その他必要な措置）を速やかに実施する。

2 出動命令等

町長は、災害が発生する恐れがあるときは、消防団に出動を命じるとともに、渋川広域消防本部に通報する。また、警察官等の出動については、状況に応じ、警察署長に要請する。（基本法第 58 条）

3 事前措置

町長は、防災上事前措置が必要であると認められるときは、設備、物件の除去又は保安等について必要な措置をとる。（基本法第 59 条 屋外広告物法第 7 条）

4 避難の指示

(1) 町長の指示

町長は、防災上必要と認めるときは、災害地の居住者、滞在者その他の者に対して避難のために立退きを指示するものとする。（基本法第 60 条、第 61 条）ただし、水防については水防法の定めるところによる。

(2) 警察官への要請

警察官は、(1) の避難の指示ができないと認められるとき、又は町長から要求のあったときは、避難のための立退きを指示することができるので、緊密な連絡をとる。

5 警戒区域の設定

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人命に対する危険防止

のため特に必要があると認められるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。ただし、水防、消防については、水防法、消防法の定めるところによる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 町長は、町長の職権を行使する災害応急措置を講じる者として副町長を指名し、これを警察署長等の関係機関に通知する。

(4) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(5) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

6 工作物の使用等

町長は、災害応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条の規定により、工作物の使用、収用、除去、保管等の措置をとる。

7 従事命令

(1) 従事命令及び協力命令は、次による。

命令対象の作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員
			消防団員
水防団員	従事命令	水防法第17条	水防管理者
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業	従事命令	基本法第71条第1項	県知事
	協力命令		
災害応急対策作業	従事命令	基本法第65条第1項	町長
災害応急対策作業	従事命令	基本法第65条第2項	警察官
		警察官職務執行法第4条	

(2) 知事命令の対象者は、次による。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災現場付近にいる者
水防作業	町の区域内の住民又は水防作業の現場にいる者
災害救助その他の作業 (知事の協力命令) 救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師、又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 (6) 地方鉄道業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業及びその従事者
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)、災害応急対策全般(基本法による町長、警察官の従事命令)	町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法)	その場にいる者、管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、収用命令を発する場合においては、公用令書を交付して行うものとする。なお、命令を変更し、又は取り消しをするときも同様とする。

(4) 損失補償

町は、工作物の使用、収用等の処分が行われたため生じた損失については、基本法第82条第1項の規定により当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

(5) 損害補償

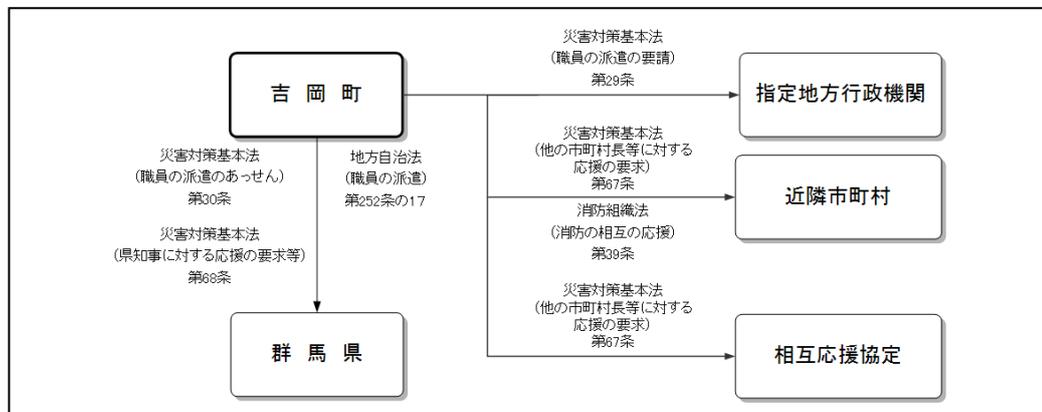
町は、町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため、町の区域内の住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡し又は負傷し若しくは障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者にその損害を補償する。

第9節 広域（相互）応援等の計画

災害時において、災害応急対策を実施するために必要とする場合には、他の市町村及び県と緊密な連絡のもとに職員の派遣、救護物資の調達等相互に協力して災害応急対策活動に万全を期する。また、平素から態勢の整備に努める。

1 相互応援協定等の締結

町は、災害時における応急対策の万全を期するため、基本法第67条に基づき、隣接市町村等と相互応援協定を締結に努める。また、大規模な風水害等による同時被災を避けるため、遠方の市町村との協定締結も検討する。さらに、消防機関からの、応援を必要とするときは、あらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条に基づき応援要請をする。



資料8 消防相互応援協定（渋川市、榛東村）

資料9 消防相互応援協定（前橋市）

資料14 群馬県水道災害相互応援協定

資料15 災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書（渋川市）

2 町が行う応援要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、町は他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、町長は、知事（中部県民局長）に対し応援を求める。

3 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣の斡旋の要請

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣の斡旋の要請

基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村長に対し職員の派遣を求める。

4 応援要請に対する措置

町長は、災害の発生に伴う応急対策のため、隣接市町村から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応じるものとし、平素から態勢の整備に努める。

5 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) その他特に要請のあった事項

6 民間団体等の協力応援体制の確立

町長は、災害時における応急対策の万全を期するため、民間団体等と平素から協力体制の確立に務め、町が他市町村に対し応援を求める場合、その事務が円滑に行われるようにあらかじめ民間団体等と応援の種類、手続き等の必要な事項について協定を締結し、もって災害時の応急対策の万全を期する。

(1) 災害時における民間団体との物資供給等に関する応援協定

- ア 三国コカ・コーラボトリング株式会社（平成17年10月21日締結）
- イ 吉岡町認定農業者連絡協議会（平成18年4月1日締結）
- ウ 株式会社カインズ（平成21年3月6日締結）
- エ 株式会社ベイスア（平成21年3月26日締結）

資料10 災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書（吉岡町認定農業者連絡協議会）

資料11 災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

資料12 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社ベイスア）

資料13 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社カインズ）

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

これは、災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の手続きを定める。なお、総務管理班が任にあたる。

1 要請する災害

災害時における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町等において不可能又は困難であるため、自衛隊による活動が必要である、若しくは効果的である場合とする。

2 派遣の要請

(1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理室）に要求する。

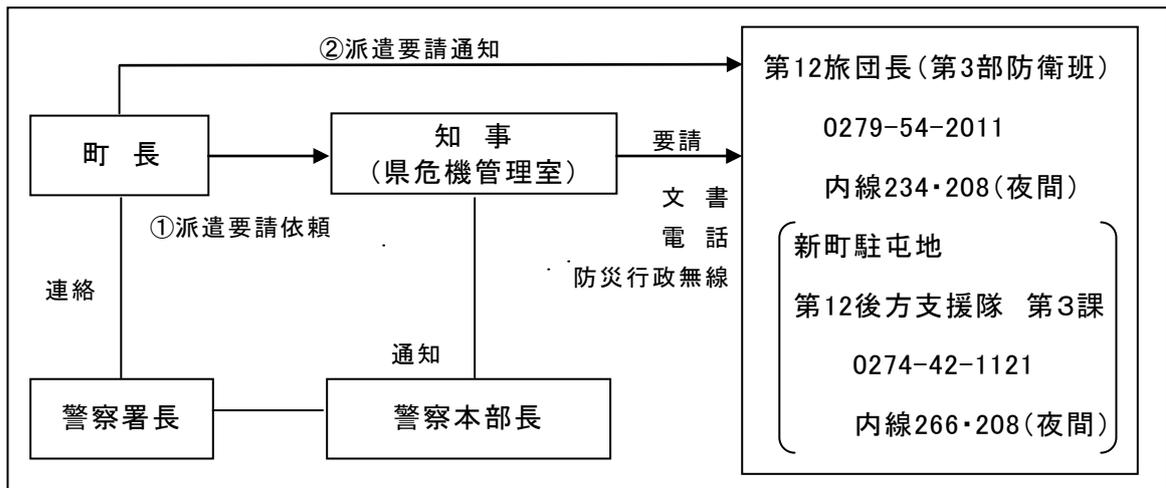
(2) (1) の要求は、文書で行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

(3) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び町の災害の状況を第12旅団長に通知する。

(4) 町長は、前項の通知をしたときは、基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事（危機管理室）に通知する。

(5) 町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなると認めるときは、直ちに知事（危機管理室）に文書で撤収を要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、後日文書を送達する。



3 事務手続き

自衛隊の派遣を依頼し、又は要請するときは、次の様式により行う。

	年 月 日
群馬県知事	あて
	吉岡町長 印
<p>自衛隊の災害派遣要請の要求について</p> <p>災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の情况及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 例) ・必要な車両、航空機、資機材 ・必要な人員 ・連絡場所及び連絡責任者 	

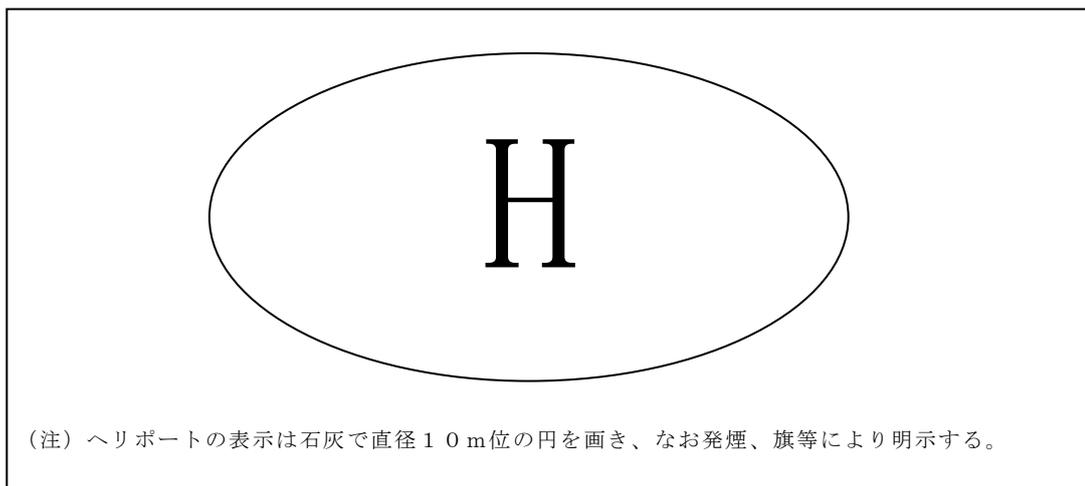
4 費用分担区分

(1) 町は、派遣部隊が活動に要した費用のうち、次のものを負担するものとする。ただし、他市町村にわたり活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

5 派遣部隊の受入れ

- (1) 町における派遣部隊の宿泊施設は、町有施設等を充てるものとする。
- (2) 町におけるヘリポートは、「緑地運動公園」とし、状況により他の場所を選定するものとする。



6 被害状況通報システム

災害の発生により、特に緊急を要する場合及び町と県との連絡網が途絶したときは、自衛隊派遣の判断材料とするため、町は被害の現場の状況を直接自衛隊に通報する。

第11節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

1 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、必要に応じた対策を実施する。また、被害を受けた堤防等の暫定対策、及び応急復旧を行う。

2 土砂災害の拡大の防止

土砂災害防止事業を実施する機関及び町は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、県と連携して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。

土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

3 風倒木による二次災害の防止

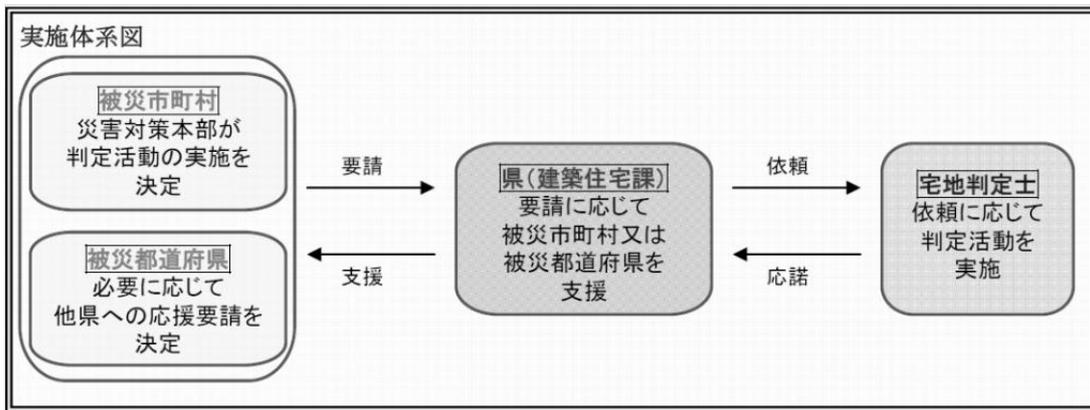
道水路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路及び水路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

4 被災宅地の二次災害対策

宅地が被災した場合、災害対策本部が判定活動の実施を決定して、県（建築住宅課）に被災宅地危険度判定士の応援を要請する。

被災宅地危険度判定士は、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。判定結果は、次の3つに区分され、各々被害程度に応じた調査票（ステッカー）を現地に貼る。

【連絡体系】



【連絡体系調査票（ステッカー）】



第12節 医療・助産計画

災害のため、その地域の救急・医療機能を失い、又は著しく低下し、若しくは機能が混乱した場合における医療及び助産の実施は、県防災計画に従い、本計画の定めるところによる。

1 住民、自治会（自主防災組織等）及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民、自治会（自主防災組織等）及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、町役場、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受ける。
- (3) 住民、自治会（自主防災組織等）及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

2 町による救助・救急活動

町は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請する。

3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県（危機管理室）、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

4 関係機関の連携

消防機関、警察機関、自衛隊、町及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置して活動の円滑化を図る。

なお、大規模広域災害発生時、町及び県は、消防機関、医療機関と連携し、広域後方医療施設へ傷病者を搬送するための広域搬送拠点（大規模な空き地等）をあらかじめ整備するよう努める。なお、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備もあらかじめ整備するよう努める。

5 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

6 医療・助産の実施機関

救助法が適用された場合における医療・助産については、町長の要請に基づき知事が救護班を現地に派遣して実施する。ただし、救助法が適用されない小災害の場合にあっては、町長（医療班）が実施する。

7 医療

(1) 被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

ア 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。

イ 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

ウ 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

エ 転送先の検討に当たっては、群馬県広域災害・救急医療情報システムを活用する。

オ 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、県(消防保安課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(2) 医療の内容

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容看護

オ 看護

(3) 医療の方法

医療は、医療班を編成して実施する。又、治療については、渋川地区医師会の災害医療救護活動計画による。

(4) 医療の期間

医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

8 救護所の設置

(1) 町長は、医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置する。

救護所は、必要に応じ次の場所に設置する。

ア 吉岡町保健センター

イ 避難所

ウ 災害状況の実態を十分に把握して、安全な交通の確保が可能で、安心して救護にあたれるような場所の選定に努める。

(2) 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請する。

9 治療優先順位の実施

傷病者の治療に当たっては、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

10 被災地域外での医療活動

町又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求める。

11 助産

災害のために助産の途を失った者に対しての分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図る。

(1) 助産の対象

助産の対象は、災害発生の日以前又は以降7日以内に分娩したものであって、災害のために助産の途を失った者とする。

(2) 助産の範囲

- ア 分娩介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

(3) 助産の方法

助産は医療班が任にあたるが、生命に関わるときは医療機関に依頼する。

(4) 助産の期間

助産の期間は、分娩の日から7日以内とする。ただし、町長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

12 費用

救護のため要した費用(救助法が適用された場合は除く)は、町が負担する。

13 医療品及び衛生材料等の確保

(1) 町は、医療及び助産救助に必要な医療品及び衛生材料等の調達をするものとする。

なお、必要ある場合は、知事にその供給の申請をする。

(2) 町又は県(薬務課)は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡

し、医療機関への供給を要請する。

第13節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

救急・医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、安全かつ迅速に緊急輸送を行う必要がある。

1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 人命の安全確保
- (2) 被害の拡大防止対策
- (3) その他必要に応じた対応及び対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおり。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助の要員、物資
- イ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等の要員及び物資
- ウ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
- エ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- オ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等の要員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧の要員及び物資
- ウ 生活必需品

第14節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合、交通の安全確保、施設の保全は、建設班が任にあたる。その後、通行禁止及び規制等の警察等への要請は、総括班が任にあたる。

1 交通の規制

(1) 交通支障箇所における通行禁止又は制限

災害時において道路施設の破損等により通行に支障があるときは、次により措置するものとする。

実施主体		内 容
道路管理者が行う交通規制		①暴風、大雨、大雪等による異常気象における道路上の事故を未然に防止するため、必要により交通規制に努めるものとする。 ②道路管理者は、その管理する道路について破損、欠壊、その他の理由により通行の禁止又は制限する必要があると認められるときは、所定の道路標識及び表示板を設置し、交通の安全を図るものとする。
県公安委員会及び警察署長が行う交通規制	県公安委員会及び警察署長	県公安委員会及び警察署長は、その管轄区域内の道路において、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその状況で必要があると認められるときは、道路交通法第4条第1項（公安委員会）及び同法第5条第1項、同法施行令第3条の2第1項（警察署長）の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。
	警察官	警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。 なお、警察官がその場所にいない場合にあつては、消防吏員は職務遂行にあたり、消防機関が使用する緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとる事を命じ、又は自ら当該措置を講ずることができる。

(2) 緊急輸送のための通行禁止又は制限

ア 公安委員会は、その管轄区域内又は隣接する各県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があるときは、基本法第76条の規定に基づき、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 公安委員会は、前記アによる通行の禁止又は制限を行う時は、その規制の内容

を当該道路の管理者に電話等により、速やかに通知するとともに、報道機関の協力及び立て看板等の設置により、一般に周知するよう努める。

2 緊急輸送車両等の確認等

緊急車両の確認事務は、知事（危機管理室及び行政県税事務所）又は、公安委員会（県警察本部交通規制課及び警察署）において処理する。

3 緊急交通路の確保

基本法第76条の規定に基づく緊急交通路にあつては、緊急車両等の優先走行を確保するとともに、緊急物資等の的確な選別を行い、緊急物資拠点集積場所等への円滑な交通を確保する。

4 交通指導員による交通整理

町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることが出来る。

第15節 輸送計画

この計画は、車両等を確保して、被災者、災害対策要員及び救助作業に従事する者の移送あるいは物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）を行う計画である。

1 実施機関

災害輸送は、その応急対策を実施するそれぞれの課で所管している公用車を優先するものとし、その他に財務課で集中管理している公用車は、本部及び予備車両の確保を行った上で、総務管理班で対策内容等を精査し割り振りの配置を決定する。なお、財政班に所属する車両については、本部車両及び予備車とする。

2 災害輸送の種別

原則として、町公用車をもって災害輸送にあたる。ただし、町公用車の全車両を使用し、なお、不足を生じる場合及び使用不可能な場合における災害輸送は、次のうち最も適切なる方法により実施する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車
- (2) 鉄道、軌道
- (3) 航空機（ヘリコプター含む）
- (4) 人夫

3 輸送力の確保

災害輸送のため自動車等の輸送力の確保は、概ね次の順序方法による。

- (1) 町及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共団体等の車両等
- (3) 営業自動車等
- (4) その他の自家用車両等

4 緊急通行車両事前届出書

警戒宣言発令又は災害発生時において、警察により交通規制、交通検問が実施される場合を想定し、災害輸送に該当する車両においては、緊急通行車両等事前届出書を

渋川警察署に届出しておく。

5 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

建設班は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保及び迂回路の設定に努める。

また、救援物資輸送のための車両等が被災現場に集中することを防ぎ、救助活動等現場活動が円滑に行われるようにするため、「社会体育館」を救援物資広域集積場所とする。

6 臨時ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等のため、以下の場所を災害時ヘリコプター離着陸場とする。なお、状況に応じて公園等のオープンスペースを臨時ヘリポートに指定する。

災害時ヘリコプター離着陸場	所在地
吉岡町立駒寄小学校（校庭）	吉岡町漆原 1 0 1 6
吉岡町立明治小学校（校庭）	吉岡町北下 4 3 3
吉岡町立吉岡中学校（校庭）	吉岡町南下 1 3 8 3 - 2
緑地運動公園	吉岡町漆原 2 1 0 6

7 調達方法

- (1) 各課は、災害輸送のための自動車を運転しようとするときは、次の輸送条件を明示して財務課へ配車請求するものとする。財務課において自動車等の調達については、原則として町公用車による。また、不足するときは、他の車両による。
- (2) 自衛隊所有のヘリコプター及び車両等により輸送するときは、自衛隊の災害派遣要請を町長が県を通じて行う。
- (3) 民間所有自動車等の借上げについては、迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ財務課は（自動車等の借上げに当たっては、被災地に近い地域で確保し、運転者を含め借上げ（雇上げ）するなど等）計画を立てておく。

8 費用の基準及び支払い

- (1) 輸送業者による輸送、又は車両等の借上げは、通常の料金による。
- (2) 自家用車の借上げについては、借上げ謝金として、輸送業者に支払う料金の範囲で、町が貸出者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

9 救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、救助法による救助実施のための輸送及び移送費の範囲は、次による。

- (1) 被災者を避難させるための移送
- (2) 医療及び助産のための搬送
- (3) 被災者救出のための輸送等
- (4) 飲料水供給のための輸送
- (5) 救助用物資の輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
- (7) 死体処理のための輸送

第16節 応急住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、県防災計画に定めるほか、この計画を定める。なお、建設班が任にあたる。

1 災害救助法による応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、県防災計画の定めるところにより知事が行い、町長は補助機関として入居者の選定及び敷地の確保について協力する。

2 応急仮設住宅建設予定地

考え方	建設予定地	具体的な場所
原則	被災地	—
被災地に建設することが不可能な場合	町有地	八幡山グラウンド
		町民グラウンド
		上野田ふれあい公園

3 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、渋川建設事業協同組合、渋川土木建築協同組合及び建築士会渋川支部等に要請し設置する。

4 応急仮設住宅の設置戸数と基準

(1) 設置戸数

設置戸数は、町全体で住家が全壊、全焼又は流失した世帯の数の三割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの割合により難しいときは、市町村相互間において設置戸数の融通をすることがある。

(2) 設置基準

設置基準は、一戸当たり29.7 (㎡)とし、その設置のため支出することができる費用は、2,401 (千円)以内とする。なお、設置は、災害発生の日から二十

日以内に着工しなければならない。

(3) 集会等施設

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 福祉仮設住宅

老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を複数収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。

5 入居基準

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。なお、入居者は、関係機関及び自治会等と協議の上決定する。

6 台帳等の整備保管

(1) 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅の状況					世帯の状況								今後の意向など	
応急仮設住宅番号	住宅名称	棟・部屋番号	入居年月日	入居資格 (選定基準)	被災前住所	世帯主氏名	性別	年齢・歳	職業	所得・円	緊急連絡先	家族数・人	医療・福祉サービスの状況	住宅の再建意向

7 救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理を受けられる者

住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(2) 応急修理の戸数

住宅の応急修理の対象数は、町全体で住家が半壊又は半焼した世帯の数の三割の範囲内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通をすることがある。

住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり52万円以内とする。なお、住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。

8 台帳等の整備保管

応急修理住宅入居者台帳は、次による。

(1) 住宅応急修理記録簿

応急修理住宅番号	住宅名称	住所	入居年月日	選定基準	世帯主氏名	性別	年齢・歳	職業	所得・円	緊急連絡先	家族数・人	医療・福祉サービスの状況	住宅の再建意向	修理箇所概要	修理着工年月日	修理完成年月日	修理費

9 賃貸住宅の斡旋

公営及び民営の賃貸住宅及び空き家住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居の斡旋を行う。

10 応急仮設住宅の運営管理

町は県と連携し、大規模災害時における応急仮設住宅の生活等における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成、女性の参画に努める。

第17節 県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災県から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。このため、町は、群馬県地域防災計画にならって県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう、町民班が受入体制を整備する。

1 収容可能な避難施設情報の把握

町は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。また、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。なお、総括班が任にあたる。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

(1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「町広域避難者受入総合窓口」を設置する。

町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。

(2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

(3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

3 県内市町村との協力

町は、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。なお、総括班が任にあたる。

4 避難所開設の依頼

県から開設依頼の通知を受けた町は、避難所開設の準備を行う。なお、避難所は、老人福祉センターとする。

5 避難所の運営

(1) 避難所の運営

「第1編 一般災害対策編－「第3章 災害応急対策計画」」－「第2節 避難計画」－「7 避難所の開設等」にもとづく。

(2) 広域避難者に係る情報等の県への報告

町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

6 広域避難者の受入れ

(1) 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、町へ通知する。

(2) 町が広域避難者の受入れ通知を受けた場合、町は避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。

(3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。なお、群馬県と被災県が調整を実施するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は県内市町村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動する。

(4) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市町村においてバス等の移動手段を手配する。

7 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

県（教育委員会）及び町教育委員会は、広域避難が長期化する場合などにおいて避難児童・生徒の町内小中学校への通学が必要となる際は、本人及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

8 避難所の閉鎖

町は、県から閉鎖通知を受けた場合、速やかに避難所を閉鎖する。

第18節 食料供給計画

この計画は、災害時に避難者、り災者及び災害対策要員等に対する応急的な炊き出し、その他食料の供給について必要な食料の確保と確実な供給を期すための計画である。

1 実施主体

- (1) 避難者、り災者及び災害対策要員等に対する応急食料の供給及び炊き出し等は、教育管理・指導班Ⅲ(学校給食センター)が実施する。
- (2) 食料の供給及び炊き出しは、教育管理・指導班Ⅲ(学校給食センター)が行う。

2 応急食料の供給

(1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、知事又は町長が緊急の必要を認めたとときに行うものとする。

(2) 応急食料

応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン又は麦製品とする。

(3) 供給の方法

ア 食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。

イ 供給計画に基づき、備蓄食料や関係業者等からの調達によって確保供給する。

(4) 食料の備蓄

ア 町長は、発災時の被害想定、住民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は県等の救援物資等を待つことなく、被災者、災害応急対策現場従事者に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

イ 他市町村と協議し協定を結ぶなど、備蓄すべき品目あるいは分量を相互に分担し、効率的、合理的備蓄に配慮する。

3 救助法による炊き出し、その他による食品の給与

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 給与対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全壊（全焼）、流失、半壊（半焼）又は床上浸水により炊事のできない者

（２）実施期間

災害発生の被害から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間に 3 日以内の現物支給をすることができる。

（３）給与の方法

ア 炊き出し場所は、避難所内又は近くの適当な場所とする。

イ 炊き出しの実施に当たっては、現場ごとの責任者を定め、人員の把握を行い、配分もれのないようにすること。

ウ 炊き出し等の実施は、原則として奉仕団、その他の協力者又は炊き出しを受けるとる者等の協力を得て行うこと。

4 救助法に基づかない炊き出しその他による食品の給与

救助法の適用されない災害に際して、町長が必要と認めて実施する食品の給与については、救助法に準じて実施する。

5 調達計画

（１）主食（米穀）は、関係業者から調達する。

（２）副食、調味料は、関係業者から調達する。

（３）応急食料に不足を生じる場合、町長は県及び近隣の市町村並びに応援協定締結自治体に食料供給の応援要請を行う。

資料10 災害時における農地の使用及び生鮮食料品等の調達に関する協定書（吉岡町認定農業者連絡協議会）

資料11 災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

資料12 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社ベイシア）

資料13 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社カインズ）

第19節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時にり災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資についてその確保と供給の円滑を期すための計画である。

1 救助法適用の場合

県防災計画の定めるところにより、生活必需品の給与の実施は知事が行う。ただし、知事が「町長が行うこと」としたときは、町長が各世帯に対する割当及び支給を行う。

2 救助法が適用されない場合

救助法が適用されるに至らない小災害の場合は、町長が必要に応じて実施する。

3 物資の確保

物資の確保については、世帯構成員被害状況に基づき物資購入配分計画表（下）を作成し、産業班が速やかに関係業者（団体）と協議し確保する。

(1) 世帯構成員別被害状況 年 月 日現在

世帯等 被害	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	計	小学生	中学生
	全壊（全焼）									
流失										
半壊（半焼）										
床上浸水										

(2) 物資購入配分計画表

◆区分[全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水・その他] 該当するものに○をつける。														
品名 [該当するものに○をつける]	単価	1人世帯 (基準額)				2人世帯 (基準額)				計				備考 [該当するものに○をつける]
		数量	世帯数	所要額	金額	数量	世帯数	所要額	金額	数量	世帯数	所要額	金額	
被服・寝具及び身の回り品 日用品・炊事用具及び食器 光熱材料、その他	円				円				円				円	県調達分 ・ 町調達分

- 注1 本表は、全壊（全焼）、流失世帯分と半壊（半焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 品名欄は、品目を明らかにするため、該当するものに○をつける。
 3 備考欄は、県調達分と町調達分を明らかにするため、該当するものに○をつける。

4 給与又は、貸与のための費用の基準

群馬県災害救助法施行細則の定めるところによる。

5 救援品の給与

り災証明書により、救援品の給与の利便に供し、救助の円滑適正を図るため、救援品給与関係の諸帳簿は別表1、2とする。

(別表1)

品名		単位呼称			
年月日	摘要	受	払	残	備考
	計県調達分				
	町調達分				

注1 摘要欄に購入先又は受け入れ先及び払出し先を記入する。
 2 最終行欄に県よりの受入分及び町調達分別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにする。

(別表2) 物資給与及び受領書

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員数	
----------	--	-----------------	--

災害救助用物資として次のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主名

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

注 被災者の受領年月日は、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日とする。

6 物資の備蓄

町長は、衣料、生活必需品の物資を備蓄し、災害時に備える。

7 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

8 物資の配給

町（上水道班）及び水道事業者は、町が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。なお、配給に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。なお、炊出しについては、自治会（自主防災組織等）、婦人会、ボランティア等の協力を得る。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 保険福祉班は、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者への優先的な配給に努める。

資料12 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社ベイシア）

資料13 災害時における応急物資供給等に関する協定書（株式会社カインズ）

9 燃料の供給

町は、燃料の供給が不足した場合、町民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

財政班は、業務に関係する町民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、群馬県（総務課）へ報告する。

第20節 給水計画

災害による飲料水の枯渇、汚染、給水施設の被害等により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給し、り災者を保護するための計画である。

1 実施責任者

飲料水の供給は、町長が行うものとする。なお、上水道班が任にあたる。

2 水道施設

水源の所在地及び受水槽等の位置は次のとおり。

(1) 水源の所在地

名 称	種別	所 在 地	能力 (日量:t)
第1水源井	地下水	吉岡町下野田696-1	1,008
第2水源井	地下水	吉岡町北下648-3	756
第3水源井	地下水	吉岡町南下94-12	575
阿久沢水源	表流水	渋川市伊香保町伊香保633-1	3,456
障子岩水源	伏流水	渋川市伊香保町伊香保633-1	864
県央水道	受入	吉岡町上野田1329-21	1,500
		吉岡町南下148-2	4,000
新幹線補給水	地下水	吉岡町上野田1329-21	1,360
計			13,519

(2) 避難所等公共施設における上水道受水槽容量 (単位: t)

施設名	受水槽容量	有効水量	災害時保有量 有効水量2/3	備 考
吉岡中学校	20.0	19.2	12.8	建物外・地上式
明治小学校	20.0	20.0	13.3	建物外・地上式
駒寄小学校	15.0	14.4	9.6	建物外・地上式

3 給水方法

(1) 給水を必要とする場合は消火栓から給水し、これが不可能な時は運搬給水による。

(2) 給水に当たっては住民に給水場所、時間等については事前に広報する。

4 給水量

1人1日3ℓ程度は最低限確保する。

5 調達応急水用機材の種別能力

名 称	容 量	数 量	保管場所	備 考
浄水器	2 t / h	3 機	防災備蓄倉庫	発電機搭載

6 給配水施設の応急措置

給配水施設の応急措置は、次により速やかに行い供給の確保を図る。

(1) 地震による場合

地震により配水管が破損した場合には、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限にとどめ、業者の協力を得て職員を非常招集して復旧する。

(2) 落雷による場合

落雷により浄水場等の送配電線及び電気機器に被害を受けた場合は、自家用発電設備により運転するとともに、東京電力(株)群馬支店渋川支社に連絡し復旧する。

(3) 火災の場合

火災の場合の被害は、職員を招集し(場合によっては工事店の協力を要請)、漏水を止めると共に、臨時給水栓を設置する。

(4) 水害の場合

水害等により災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、職員を待機させるとともに、器具資材等を整備して、施設の損壊、漏水等を速やかに復旧する。

7 飲料水の備蓄

町長は、り災者の飲料水を確保するため、ペットボトルなどで備蓄を図る。

8 給水の応援要請

水害及び地震等の災害により甚大なる被害を受け、水道施設等の復旧に相当の期間を要すると認められるときは、近隣市町村又は自衛隊に給水の応援を要請する。

資料16 災害備蓄品等の状況及び計画

第21節 仮設トイレ設置及び処理計画

この計画は、災害により、上下水道等ライフラインの機能が低下した場合に、被災者の生活に支障が生じることのないよう、また衛生面も考慮に入れて、速やかに仮設トイレを設置及び管理する計画である。なお、下水道班が任にあたる。

1 初期対応

町は、下水道班を主管として、各関係課の報告により仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 下水道班は、要援護者（高齢者、障害者等）に配慮するため、保険福祉班の報告により、速やかに仮設トイレを設置する。

2 仮設トイレの設置等

(1) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、関係業者等と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

(2) 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、避難所等公園施設に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

(3) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

3 仮設トイレの管理

下水道班は、関係事業者と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- (2) 設置場所の管理者及び自治会（自主防災組織等）の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

4 処理

処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

5 応援要請

町単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ県、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

6 清掃

被害の程度に応じて近隣市町村の応援を求める。

(1) し尿

バキューム車の借り上げ等により行う。なお、必要に応じて仮設トイレを設置する。

(2) し尿の処理は次の施設で行う。

・場所 渋川市川島 1 1 0 番地

渋川地区広域圏環境クリーンセンター

第22節 ごみ清掃計画

災害時における被災地の清掃は、本計画に定めるところにより実施する。

1 ごみの収集・処理

(1) 町は、被災地清掃のため、保険福祉班が任にあたる。

(2) 被害の程度に応じて近隣市町村の応援を求める。

ア ごみ（可燃物、不燃物、生ごみ等）

ごみの収集は、じんかい収集車等により行うが、防疫上、腐敗性の高い生ごみ等を優先的に収集する。

イ 粗大ごみ

粗大ごみは、吉岡町環境美化推進協議会の協力を得て収集する。

2 清掃の方法

(1) ごみの処理は、次の施設で行う。

・場所 渋川市行幸田3153番地2

渋川地区広域圏清掃センター

3 ごみの適正処理

(1) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、また短期間に大量に排出するため、早期の処理は困難である。そのため、町は、一時的な保管場所を検討するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める。

(2) 町は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、住民に対して速やかに必要な情報を広報する。

(3) 町は、広域において処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

第23節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、県防災計画に定めるほか、本計画に定めるところにより実施する。

1 実施者

災害における被災地の防疫は、町長(医療班)が渋川保健福祉事務所の指導協力を得て、指示に基づいて実施する。

(1) 防疫活動

町は、災害時に迅速な防疫活動が出来るよう体制を整備し、適切な行動が出来るように概ね次の事項を実施する。

ア 検病調査

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)第17条の規定に基づく知事の指示により、予防防疫を実施する。

イ 飲料水の使用の制限及び管理

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条に基づいて、知事より生活の用に供する水の制限をされた場合は、知事の指示により生活用飲料水等の管理及び供給を実施する。

ウ 被災地の消毒の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより消毒を実施する。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条2項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。なお、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定められたところによるものとし、具体的な防疫の活動は、次の方法により行う。

(2) 臨時予防接種(予防接種法第6条)

県知事は、疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があ

ると認めるときは、渋川保健福祉事務所を通じ、町に予防接種を臨時に行うよう指示することができる。町は、対象者及び期日、場所を指定して、渋川地区医師会の協力を得て臨時予防接種を実施するものとする。

(3) 患者等に対する措置

町は、感染症患者又は病原体保有者のまん延を防止するために必要があると認めるときは、所定の医療機関への入院等の措置をとるものとする。ただし、やむを得ない理由により入院等ができない場合は、在宅等に対応する。

2 避難所の防疫指導

「第2節 避難計画」により避難所を開設したときは、施設管理責任者、県（保健予防課）又は渋川保健福祉事務所の指導及び協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期する。

3 報告

災害時における防疫に関する報告は、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日）により、渋川保健福祉事務所を経由して知事に報告する。

4 費用

災害救助法が適用された場合を除き、防疫のために要した費用は、町が負担する。

第24節 災害者救出計画

災害者救出計画は、災害時において、災害のため現に救出を要する状態にある者、又は生死不明の状態にある者を救出し、保護するための計画である。なお、総括班及び消防団が任にあたる。

1 実施機関

(1) 救出は、災害のため、生命、身体の危険が緊急かつ緊迫した場合であるから、本部長の命により、消防署等の協力により救出に必要な機械器具等を使用して実施する。

(2) 協力、応援を得る機関

対策本部で実施できないときは、他機関の協力、応援を得て行うものとする。

2 救助法による救出

救助法が適用された場合の救出基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

イ 現に救出を要する状態にある者

ウ 災害のため生死不明の状態にある者

(2) 救出方法

救出については、災害現場の状態に応じて有効かつ適切に救出する。

(3) 救出の期間

災害の発生の日から3日以内。

第25節 遺体の搜索、収容、埋火葬計画

災害時において死亡していると推定される者の搜索及び死亡者の収容方法は、本計画の定めるところによる。

1 遺体の搜索、収容

(1) 遺体の搜索は、総括班において、消防署、消防団の協力により行うものとする。

なお、町において実施できないときは、他の機関から応援を得て、救出に必要な資機材を使用して実施する。

(2) 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により死亡していると推定される者に対して行う。

(3) 救助法適用時の基準

ア 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

イ 費用の範囲

支出できる費用は、搜索のため使用する資機材の借上料、修繕費、燃料費、輸送費、人夫費とし、当該地域における通常の実費とする。

(4) 遺体の収容

町（医療班）が遺体を収容する場合、町内の各寺院、病院、冠婚葬祭業者に協力を求めて安置するが、災害状況に応じて**社会体育館**とする。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

2 遺体の検案

遺体を発見したときは、本部長は速やかに警察署長に連絡する。医師が検案を行い、異状がない場合には警察官による見分を終えた後、次の方法により処理する。

(1) 遺体の洗浄、消毒等の処理

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案（遺体についての死因、その他については検案の結果必要に応じて群馬大学

医学部に依頼し、医学的検査を行う)

3 救助法適用時の費用、範囲及び限度

(1) 遺体処理のための費用

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理及び遺体の一時保存のための費用は次のとおり。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり3,300円以内。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり5,000円以内。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内。

(2) 遺体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 身元の確認

町は、身元不明の遺体については、警察機関に協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

5 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡す。

[遺体処置表]

処理年月日	発見日時	発見場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
				氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
								円	円	円	円	

6 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、本部長がその必要を認めた場合は、次の方法による応急

的な埋火葬を行う。なお、医療班が任に当たる。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、医療班において直接仮土葬又は火葬に付し、遺族に対し、棺、骨つぼ等を引渡しする等、現物給付をもって行う。

ア 事故死等による遺体については、警察署長から引き継ぎを受けた後行う。

イ 身元不明の遺体については、仮土葬又は火葬とする。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いによる。

(2) 災害により死者が多数に及んだ場合で、処理しきれないときは、県(衛生食品課)、近隣市町村の応援を求めて火葬を行う。

(3) 町(医療班)は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県(衛生食品課)と協議する。

7 救助法による場合の基準

(1) 対象及び範囲

災害の際死亡した者については、遺体の応急的処置を行うものとし、次の範囲により支給する。

ア 棺代

イ 埋葬又は火葬代

ウ 骨つぼ及び骨箱代

(2) 費用

埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人(12歳以上)201,000円、小人(12歳未満)160,800円以内とする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

第26節 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の住民に対する広報及び報道機関への発表は、本計画の定めるところによる。

1 広報等の窓口

住民に対する広報及び報道機関に対する発表は、総務管理班が担当する。

2 広報資料

(1) 住民及び報道機関等に対する広報資料は、「第1節 気象予報等の伝達計画」、「第4節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」等により伝達、報告されたものによりこれを行う。

(2) 災害現場の写真撮影等は、各班及び総務管理班において行う。

3 広報等の内容

住民及び報道機関に対する広報等は、概ね次の事項に重点をおき実施する。

- (1) 災害情報及び町の防災対策
- (2) 被害状況及び応急対策実施状況
- (3) 住民及び関係団体等に対する協力要請
- (4) 避難場所、方法及び携行品、その他必要な注意事項
- (5) 公共施設の被害及び復旧の見通し
- (6) 交通状況
- (7) その他必要な事項

4 広報の方法

- (1) 防災行政無線により行う
- (2) 必要に応じて広報車等により行う

5 報道機関に対する発表の方法

- (1) 報道機関に対する発表は、災害の規模及び社会的影響等を勘案のうえ、できるだけ

け速やかに発表する。

(2) 発表に当たっては、関係機関の情報を事前に十分調整のうえ行う。

(3) 災害時要援護者への配慮

町、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

(4) 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

6 町議会に対する発表の方法

町議会議長に状況の報告を行い、発表の方法等について協議する。

第27節 公共施設災害応急対策計画

災害により被害を受けた道路、河川等の土木施設、農業用施設及び林道、上下水道、住宅、福祉・教育施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施主体

公共施設等の応急対策は、施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施する。

2 応急措置

施設管理者は、災害により施設が被害を受けたことにより被害が拡大する恐れがあるとき、あるいは、応急対策上施工の必要があるとき（堤防の決壊、道路、橋梁等の被害による交通不能等危険なとき等）は、できる限り速やかに実情に即した方法により応急措置を行う。

第28節 障害物の除去計画

災害により住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす物の除去は、本計画の定めるところによる。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施主体

障害物の除去は、町長（産業建設課 建設班・用地管理班）が実施する。

(2) 除去の対象

当該災害により、日常生活に欠くことのできない場所に障害物が入り込んだもので自力をもって障害物の除去ができないもの。

(3) 除去の実施戸数

災害救助法に基づき実施する場合は同法の規定により、半壊及び床上浸水世帯の15%以内であること。

(4) 除去の方法

町長は、関係機関の協力をもとに適切な方法をもって速やかに行う。

(5) 除去の実施期間

災害救助法に基づき実施する場合は同法の規定により、災害発生の日から10日以内とする。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法並びに道路交通法の定めるところにより、道路管理者、警察署長又は警察官が実施するものとなっているので、相互に連絡し、万全を期する。

(2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関の協力のもとに適切な方法をもって速やかに行う。

(3) 除去の実施期間等

あり災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。

イ 大規模な災害により障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

3 河川関係障害物の除去

(1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者が実施する。

(2) 除去の方法

河川管理者及び水防管理者その他関係機関が適切な方法をもって速やかに行う。

4 障害物の処理・保管等

(1) 多量の障害物が発生した場合は、財政班と調整のうえ、公共地等を臨時集積地として選定する。

(2) 臨時集積地に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

(3) 臨時集積地は、原則として下記に掲げる場所とする。

ア 町有地

イ 公園

ウ その他 遊休農地等

第29節 ボランティア受入れ及び支援計画

町は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、ボランティアの育成とボランティア活動支援のための諸対策を推進する。なお、町民生活課（主に町民班）が任にあたる。

1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士等)
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳
ゴミの収集・廃棄	介護(介護福祉士等)
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
愛玩動物の保護	

2 受入れ及び支援

町は、災害対策本部内に、ボランティアの受け入れ態勢を確立し、ボランティア活動が効果的かつ円滑に行われるよう次の支援を行う。

なお、町は災害ボランティアセンターの設置を検討する。

- (1) ボランティアの受入れ及び実態の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 支援先、活動場所等の斡旋及び調達並びに活動拠点の提供
- (4) 宿舎の斡旋、給食・その他の処遇

(5) 被災地、避難場所等の状況及び最新ニーズの把握と情報提供

3 要請

町は、ボランティアニーズを調査し、必要とするボランティアの種類、人数を県(NPO・ボランティア推進課等)に報告し、登録、募集ボランティアのローテーションの確保等長期的な支援体制を組む。

4 運営

大規模災害においては、ボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、県(NPO・ボランティア推進課等)、町及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第30節 災害義援金品募集及び受入・配分計画

この計画は、災害に際し、地方公共団体・各種民間団体及び一般個人から、募集は町民班、受入は出納班、配分は財政班が担当し、り災者への効率かつ効果的な計画により実施する。



1 災害義援金品の募集

災害義援金品の募集は、県内又は他都道府県において大災害が発生した場合及び町の区域に災害が発生した場合等、次の方法により募集する。

- (1) 県が災害の程度により募集の程度、内容、方法等を指示したときは、日本赤十字社吉岡町分区役員会（以下「役員会」という）を開催し、募集するものとする。
- (2) 町は、県が募集を行わない場合及び町の区域内に災害が発生し、義援金品を募集することを必要とするときは、役員会を開催し、その方法を協議の上実施する。
- (3) 集積場所の選定及び確保

町は、送付された義援金品を保管及び仕分けできる集積場所は、**庁舎北側車庫等**とする。但し、不足する場合は近隣市町村への検討を行い確保するものとする。

- (4) 受入希望物資の公表

町は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて国民に公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努める。

- (5) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所（庁舎北側車庫等）において仕分けを行う。

- (6) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティア等を活用する。

2 災害義援金品の受入

(1) 義援金品の募集

県(健康福祉課)及び町は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金品を募集する。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

県(健康福祉課)及び町は、義援金品を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金品受入事務を一元化する。

- ア 群馬県
- イ 被災市町村
- ウ 群馬県市長会
- エ 群馬県町村会
- オ 群馬県市議会議長会
- カ 群馬県町村議会議長会
- キ 日本赤十字社群馬県支部
- ク 群馬県社会福祉協議会
- ケ 群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金品募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報する。

3 集積

(1) 県が募集したものの集積

県の計画に基づき又は任意拠出された義援金品の集積は、次による。

- ア 町は台帳を作成し、現金については保管し、物資は場所を指定して保管する。
- イ 町は、県に義援金品の種別、拠出者名、金品の数量、保管場所を報告する。
- ウ 義援金品は、県の指示に基づき日本赤十字社群馬県支部へ送金又は輸送する。

[義援金品受付台帳]

NO.	受付日	氏名	住所	種別 (金額・品名・数量)

(2) 町で募集したものの集積

町で募集した物資は、**庁舎北側車庫等**に集積する。なお、出納班が任にあたる。

4 配分計画

県等から配分されたもの及び町で募集した金品は、財政班で被災地の状況と金品の内容、数量を検討し、遅滞なく配分する。

第31節 災害時要援護者の災害応急対策計画

1 災害時要援護者対策

(1) 災害に対する警戒

ア 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者、砂防関係機関等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 町長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う。特に避難準備（要援護者避難）情報は、災害時要援護者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。

ウ 町（保険福祉班）は要援護者支援計画（個別計画）において、名簿登録された方は、「情報伝達の流れ」が示される。

エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している災害時要援護者施設の管理者に対し、防災気象情報や避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を直接伝達する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始ししなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で、避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

(2) 避難

町は、避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を発令する場合には、次の事項に留意の上、災害時要援護者避難支援プラン（個別計画）等に基づき災害時要援護者を安全な場所へ避難させる。

ア 災害時要援護者の避難の際には、遅れや途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 避難所における災害時要援護者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる災害時要援護者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、災害時要援護者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、災害時要援護者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（災害時要援護者施設所管の各課）に応援を要請する。

[福祉避難所一覧]

NO.	施設名称	施設住所	施設電話番号
1	保健センター	下野田565	54-7744
2	老人福祉センター	南下1333-4	54-3603

ウ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な災害時要援護者については、災害時要援護者施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（災害時要援護者施設所管の各課）に対し、入所先の斡旋を要請する。

2 災害時要援護者施設の管理者の責務

(1) 災害に対する警戒

災害時要援護者施設の管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じ、避難所を選定するとともに職員を招集し、入(通)所者の誘導態勢を整える。
- ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。
- エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(2) 避難

災害時要援護者施設の管理者は、町長から避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させる。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

(3) 他施設への緊急入所等

- ア 災害時要援護者施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。
- イ 災害時要援護者施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県(災害時要援護者施設所管の各課)又は町に対し、入所先の斡旋を要請する。
- ウ 県(災害時要援護者施設所管の各課)及び町は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、斡旋に努める。

第32節 文教対策計画

災害の被災により通常の教育が行えない場合に対処する計画で、救助法に基づく学用品の給与に関する計画を除く計画である。なお、教育委員会が任にあたる。

1 気象状況の把握

幼稚園、小・中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

2 学校施設の安全性の点検

災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災する恐れのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に速やかに移動させることが求められることから、事前に可能な限り場所の選定に努め備えるものとする。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、教育委員会が通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 被害状況の調査・報告

- (1) 学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。
- (2) 応急対策計画の策定のため、学校長は、次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告する。なお、教育長は、町長に遅滞なく報告する。

ア 学校施設の被害状況

- イ その他の教育施設の被害状況
- ウ 教員その他職員のり災状況
- エ 児童、生徒のり災情報
- オ 応急措置を必要とする事項

(3) 教育長は、取りまとめた被害状況を、県防災計画に定めるところにより遅滞なく県教育委員会へ報告する。

5 文教施設応急復旧計画

- (1) 校舎の簡易な被害の場合は、応急処理を行い、教室不足のときは、特別教室を転用する等の措置をする。
- (2) 被害が大きく、応急処理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は集会施設、寺院等を一時使用する措置をする。
- (3) 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から支援を受け、授業に支障のないようにする。
- (4) 避難者の収容、その他で使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置する。

6 応急教育対策

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状況、教員、児童、生徒及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても、できうる限り応急授業の実施に努める。
- (2) 授業が長期にわたり不可能なときは、学校と児童・生徒の連絡方法、組織、家庭学習等の整備、工夫をする。
- (3) 応急授業に当たっては、り災児童・生徒に負担にならないよう配慮する。
- (4) 教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

7 学校給食の取り扱い

- (1) 学校管理者は施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、

速やかに代替措置として応急給食を実施する。但し、応急給食が困難な場合は一時休止になることもある。

- (2) 学校管理者は学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、それを優先させるものとする。

8 避難者の受入対策

文教施設が避難所となった場合は、避難者の救護を優先させる。なお、学校については当初は臨時休校とする。

第33節 学用品等支給計画

災害により教科書、文房具及び通学用品等を失った児童・生徒に対する学用品の支給及び斡旋は、本計画の定めるところによる。

1 支給の種別

学用品等の支給又は斡旋は、次により行うものとする。

(1) 救助法による支給

救助法適用地域で、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障ある児童・生徒に支給する。

(2) 救助法適用災害時で住家が(1)の被害に達しなかった場合の斡旋

救助法は適用されたが、学用品を失った児童・生徒の世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合、学用品等を斡旋する。

なお、この経費は本人負担とし、調達は(1)と併せて行うものとする。

(3) 救助法が適用されない場合の斡旋

救助法が適用されない災害についてはその必要があるときは、(2)と同じく斡旋するものとする。

2 調達、配給の実施者

(1) 救助法による場合

ア 被災児童、生徒の調査	学校単位
イ 被災教科書の調査報告	
ウ 教科書等の調達	町教育委員会
エ 教科書等の給与	学校単位

(2) 被災児童・生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会、学校と十分連絡をし処理するものとする。

3 給与品の範囲（救助法適用の場合）

(1) 教科書及び教材

(2) 文房具

- (3) 通学用品

4 給与品費用の基準

- (1) 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教科書は、前記の1の

(1) については無償、(2)、(3)については実費とする。

- (2) 文房具及び通学用品の費用の限度

「群馬県災害救助法施行細則」－「別表第二」による額とする。

5 支給期間

- (1) 教科書は、災害発生の被害から1ヵ月以内

- (2) その他の学用品については、災害発生の日から15日以内

第34節 公共的団体等の活動計画

災害時において、自治会等の組織による奉仕団の編成及び活動は次による。

1 奉仕団の種別、編成、所属

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

(1) 奉仕団は、概ね次の団体で構成する。

ア 自治会

イ 女性防火クラブ

ウ 婦人会

エ 環境美化推進協議会

オ 食生活改善推進員連絡協議会（若草会）

2 奉仕団の活動内容

(1) 炊出しその他災害救助の応援

(2) 簡易な清掃作業

(3) 簡易な防疫作業

(4) 災害対策用物資の輸送及び配分

(5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

町長は、各奉仕団の応援協力を必要と認める場合は、各奉仕団の代表を通じて、奉仕団の動員を行うものとする。

第35節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、町（総括班）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 実施内容

町は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救護本部に協力する。

- (1) 所有者不明の動物、負傷動物等は県、獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと保護し、動物救護本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。
- (2) 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (3) 町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供する。

第36節 林野火災応急対策計画

大規模な林野火災時における応急対策は、本計画の定めるところによる。なお、総括班が任にあたる。

1 関係機関への通報

林野火災が発生した場合、速やかに県（消防保安課）及び林業関係機関に火災状況を通報する。

2 応援要請

林野火災の消火が困難と判断したときは、消防団相互応援協定により火災状況を勘案のうえ、隣接する市町村に対し応援を求める。

3 措置

林野火災がその発生場所、風向き及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の方法を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防御担当区域
- (3) 携行する消火機器及びその他器具
- (4) 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の決定
- (7) ヘリポートの設定
- (8) その他必要事項

4 消火機器の備蓄

林野火災を防御するため、必要な資材・機器の備蓄整備に努める。なお、消火活動は、渋川広域消防を中心に地元消防団と協力して活動するものであるが、主に注水活動（人員）において必要な資材・機器の例をあげる。

	消火活動の分類	資材・機器
空中消火		(地上消火と併用する)
地上消火	注水活動（車両等）	▽ポンプ車の進入が可能で、水源確保できる場合 ・ポンプ車の単独又は数台の中継、あるいはポンプ車と可搬ポンプの連携などによりホースを延長し、注水活動を行う。 ▽水利が確保できない地域 ・水槽付きポンプ車、ミキサー車、給水車などにより水を運搬。仮設水槽に水を入れ、背負式ポンプなどにより消火活動を行う。
	注水活動（人員等）	背負い式ジェットシューター 給水装置 多口放水システム 背負い式高揚程ポンプ
	たたき消し消火	スコップ、鍬、たたき消し道具、バケツ、土嚢
	土かけ消火	その他（ヘルメット、手袋、防火服、防火靴など）

資料：「e-カレッジ 消防団員の方へ」（総務省消防庁）など

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、住民の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

2 住民の参加

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。

3 国等に対する協力の要請

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 原状復旧

1 被災施設の復旧等

(1) 県、町その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

(2) 県、町その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

(3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 がれきの処理

(1) 円滑かつ適切な処理の実施

町は、がれきの処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適切な処理を行う。

(2) リサイクルの励行

町は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

町は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

ア 町は、がれきの処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

イ 県(廃棄物・リサイクル課)は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行う。

第3節 計画的復興

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、町（総括班）は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 町の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 町及び県は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に多様な町民の意見を反映するよう努める。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

- ア 町及び県は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来を見据えたまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求める。
- (2) 町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 町及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (5) 町及び県は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定

めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。

(6) 町及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

(7) ボランティア活動による長期的支援

災害復旧が長期にわたる場合、町は被災者の自立生活を支援するための長期的なボランティア活動の支援、推進を図る。

(8) 住民生活相談等の実施

町は、災害発生後、住宅、教育、就労、中小企業の資金繰り等被災者等の生活相談に応じるため、住民の生活相談窓口を設置する。

(9) 在住外国人に対する生活相談の実施

町は、県市町村国際交流協会やボランティアの協力を得て、災害発生地域の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮の上、外国人の相談窓口を設置するなど、外国人に対する生活相談を行う。

なお、必要があると認められる場合には、外国語のできるボランティアを避難所に配置するなど、在住外国人の避難生活を支援する。

第4節 被災者の生活再建の支援

1 被災証明の交付

町（総括班、財務班）は、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、被災証明の交付体制を早期に確立し、被災者に被災証明を交付する。

2 災害弔慰金の支給等

町（財政班）及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付け、生活福祉資金の貸し付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行うものとする。主な支援制度は、次のとおり。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県(小規模)災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金
- (6) 生活福祉資金(災害援護資金)

3 税の徴収猶予及び減免等

町（財務班）及び県(税務課)は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

4 住宅再建・取得の支援

町及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ周知を図る。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり関連住宅融資

- (3) 土砂災害関連住宅融資
- (4) 密集市街地関連住宅融資
- (5) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)

5 恒久的な住宅確保の支援

町及び県(建築住宅課)は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。

6 安全な地域への移転の推奨

町及び県(建築住宅課)は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

7 復興過程における仮設住宅の提供

町(建設班)及び県(建築住宅課)は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

8 支援措置の広報等

町(総務管理班)及び県(広報課・県民センターほか)は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築する。

9 災害復興基金の設立等

町(財務班)及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等検討する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

町及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸し付け等を行い制度について周知する。

(1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

(2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

(3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(4) 既往貸付金の貸付条件の優遇

ア 小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

(5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

町及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸し付け及び利子補給を行い制度について周知する。

(1) 助成措置

(2) 経営資金

(3) 事業資金

(4) 農漁業用施設資金

(5) 農林漁業金融公庫による貸し付け

3 地場産業・商店街への配慮等

町及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

4 支援措置の広報等

町及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 下水道法
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保

町長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき、内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

2 特別財政援助の受入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続きを速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は町が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は町が設置した

身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

① 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。

② 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの又は町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行なう排除事業

セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)

- ① 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
- ② 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)
森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)
土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - ① 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - ② 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)
災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)
小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)
事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)
公立の集会施設、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)
私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 町が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は町が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

町（財政班）及び県（財政課）は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局（前橋財務事務所）は、復旧資金の確保について県又は町から要請があったときは、次の協力を行う。

- (1) 災害つなぎ資金の融資（短期）
- (2) 災害復旧事業資金の融資（長期）
- (3) 国有財産の貸し付け、譲与及び売払い